

令和6年度 社会福祉法人摂津宥和会 事業計画

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、令和5年5月8日より季節性インフルエンザ等と同じ「5類感染症」へ移行となり、さらに令和6年度以降は通常の医療提供体制に完全移行となることで、大きな節目を迎えました。この間、利用者やご家族はもちろんのこと、職員の理解と協力もあって、コロナ禍を乗り越えることができました。今後は、必要な感染対策を続けながら、関係省庁の発表等について、速やかに情報収集を行い、適切な対応を行っていきます。

昨今の物価高は、法人経営に大きな影響をもたらしています。光熱水費だけでなく、食材費や消耗品費なども軒並み値上げが続いています。今後も社会情勢の変化に対応していきながら、安定した経営を行ってまいります。また、経済界での賃上げや、国における介護職員に対する賃上げの動きを踏まえ、全職員を対象に、平均2.2%のベースアップを行い、職員の確保及び定着につなげていきます。

令和4年度から取り組んでいる、人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの充実について、今年度は新規採用職員研修カリキュラムの見直しを行います。また、職員全員を対象として、職員研修に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、令和7年度からの階層別研修の見直しに向けた準備を進めていきます。また、人材確保に向けた取り組みでは、2023年3月卒学生の介護業界における有効求人倍率は3.38倍で、全体の1.58倍を大きく上回り、人材を確保することが難しい状況が続いています。このような状況下であっても、優秀な学生の採用につなげていくことができるよう、引き続き取り組みを進めていきます。

摂津市において進められている「鳥飼まちづくりグランドデザイン」において、摂津市立とりかいこども園の老朽化に伴う建て替え工事によって、新たに児童センター機能等をもった複合施設が令和7年度中に完成予定となっています。当法人がこれまで第1児童センターの運営の中で培ってきたノウハウを活かし、新たな児童センターを指定管理者として受託運営していくことができるよう、準備を進めていきます。

1	法人事務局	・ ・ ・ ・ ・	1
2	地域生活支援センター		
	Ⅰ 障害者支援施設「摂津市立みきの路」	・ ・ ・ ・ ・	9
	Ⅱ 共同生活援助（グループホーム）	・ ・ ・ ・ ・	22
	Ⅲ 共同生活援助（短期入所）	・ ・ ・ ・ ・	27
3	摂津市立児童発達支援センター		
	Ⅰ 児童発達支援センター「つくし園」	・ ・ ・ ・ ・	30
	Ⅱ 障害児通所支援施設 「めばえ園」	・ ・ ・ ・ ・	38
4	多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」	・ ・ ・ ・ ・	43
5	摂津市立身体障害者・老人福祉センター	・ ・ ・ ・ ・	55
6	摂津市障害者職業能力開発センター「せつつくすのき」	・ ・ ・ ・ ・	60
7	摂津市立第1児童センター	・ ・ ・ ・ ・	66
8	摂津市障害者総合支援センター		
	Ⅰ 摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」	・ ・ ・ ・ ・	73
	Ⅱ 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	・ ・ ・ ・ ・	79

1 法人事務局

1 運営方針

(1) 法人理念

障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、住み慣れた地域で共に支えあい生活し、一人ひとりが心に描く幸せを大切に、安心して適切な福祉サービスの提供と社会づくりをめざします。

(2) 法人経営方針

- ・誰もが幸せを実感できるよう、一人ひとりの個性とニーズに応じた質の高いサービスを提供します。
- ・福祉に対する関心を地域全体で高められるよう、地域に貢献し、地域から支えられる施設づくりを行います。
- ・各種事業で培われた福祉サービスについての知識や技術や情報をもとに、研鑽を重ねることにより、さらなる福祉の向上に努めます。
- ・全職員が経営参画意識をもち、効率的な法人経営に努め、経営基盤の強化を図ります。

2 令和6年度重点目標

(1) 職員の賃金改定

昨今の物価高騰や経済界での賃上げの動きを踏まえ、全職員に対して平均2.2%のベースアップを行います。

(2) 職員研修の充実

人材育成・定着への取り組みの更なる強化のため、新規採用職員研修カリキュラムの見直しを行います。また、職員全員を対象として、職員研修に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、令和7年度からの階層別研修の見直しに向けた準備を進めていきます。

(3) 令和6年度障害福祉サービス報酬改定への対応

令和6年度から実施される障害福祉サービス報酬改定について、情報収集を行い、対応していきます。また、令和6年度より義務化される「業務継続計画の策定等」及び「感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組み」についても、併せて実施していきます。

(4) 鳥飼地区児童センター

「鳥飼まちづくりランドデザイン」の中で進められている、摂津市立とりかいこども園の老朽化に伴う建て替え工事によって、新たに児童センター機能等をもった複合施設

が令和 7 年度中に完成予定となっています。当法人がこれまで第 1 児童センターの運営の中で培ってきたノウハウを活かし、新たな児童センターを指定管理者として受託運営していくことができるよう、準備を進めていきます。

3 事業内容

(1) 令和 6 年度年間予定

月	主な事業	定例事業
4	辞令交付（新規採用、昇格、人事異動職員）	・施設連絡会 （毎月 2 回実施） ・全体研修 （随時実施） ・管理職研修 （毎月 1 回実施） ・会計担当者勉強会 （年 1 回実施） ・子ども食堂 （月 1 回実施）
5	監事監査、理事会	
6	定時評議員会、理事会	
7		
8		
9	次年度予算要求	
10	内定式	
11	スポーツフェスタ	
12		
1		
2		
3	事業発表会、理事会	

(2) 理事会

法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督等のため、5 月、3 月に理事会を開催します。また、その他必要に応じて臨時理事会を開催します。

(3) 評議員会

計算書類及び財産目録の承認、理事及び監事の選任のため、6 月に定時評議員会を開催します。また、必要に応じて、臨時評議員会を開催します。

(4) 監事監査

理事の職務の執行、法人の業務及び財産の状況の監査のため、5 月に監事監査を実施します。

(5) 施設連絡会

各事業所間の連携強化のため、法人事務局と各施設長で構成する施設連絡会を月 2 回開催します。また、その他必要に応じて臨時の施設連絡会を開催します。

(6) スポーツフェスタ

利用者が身近な地域で「いつでも、どこでも、だれでも」自分に合った形で運動及びレクリエーションに親しみ、スポーツを通じて健康で元気な生活を送ることを目指す取り組みの一環として、関係団体やボランティアとの協働のもと、令和6年11月に開催します。

(7) 事業発表会

当法人の専門性や経験を情報発信することにより、地域の福祉を担う人材育成や体制の確保等、地域福祉の向上につながることを目的として開催します。

4 人材確保・育成・定着に向けた取り組み

(1) 人材確保の取り組み

① 2025 年卒採用

- ・「マイナビ 2025」へ新卒採用情報を掲載し、サイトを通じて学生からのエントリーや採用説明会の申込の受付をします。
- ・採用説明会や施設見学について、「対面」と「オンライン」の両方で開催し、学生がどちらかを選択して参加できるように配慮します。

② 2026 年卒採用

- ・令和6年6月より「マイナビ 2026 プレサイト」へインターンシップ情報を掲載し、サイトを通じて学生からのエントリーを受付します。インターンシップを通じて、採用試験のみでは見極めることができない、優秀な学生の発掘につなげていくとともに、入職前の早い時期から働くイメージを描いてもらうことで、入職後のミスマッチをなくし、人材定着につなげていきます。
- ・学生と対面でコミュニケーションを取る場として、令和6年10月と令和7年3月の2回、(株)マイナビが主催する合同説明会に出展します。
- ・令和7年3月より「マイナビ 2026」へ新卒採用情報を掲載し、サイトを通じて学生からのエントリーや採用説明会の申込の受付をします。

③ SNS を活用した情報発信

SNS を活用し、学生向けに法人の魅力を発信していくことで、人材確保につなげていきます。

④ 中途職員採用

必要に応じて、中途職員採用を実施していきます。

(2) 人材育成の取り組み

① 新規採用職員研修

- ・新規採用職員を対象として、採用時研修を実施します。
- ・新規採用職員研修カリキュラムの見直しを行い、研修期間をこれまでの1日間から

3 日間に延長し、より充実した研修を行っていきます。

- ・配属先において指導担当職員を選任し、入職後 3 か月間、「新規採用職員日誌」を用いた OJT を実施します。
- ・入職 6 か月後と 3 年後に、理事長との懇話会を実施します。

② 摂津市新規採用職員研修（新規）

2024 年卒新規採用職員については、法人で実施する新規採用職員研修と併せて、摂津市が実施する令和 6 年度新規採用職員研修を受講します。

③ 全体研修

ハラスメント研修、人権・権利擁護研修など、全職員を対象とした研修を実施します。

④ 管理職研修

管理職としての資質向上を目的として、月 1 回、管理職研修を実施します。

⑤ 法人事務局職員への研修

法人事務局職員としての専門性向上のため、会計研修等の外部研修を受講します。

（3）人材定着の取り組み

① 働きやすい職場づくりへの取り組み

- ・働きやすい職場づくりを目指し、施設長が職員一人ひとりと向き合い、職場環境の整備に取り組むことで、人材確保や人材定着につなげていきます。
- ・人事考課実施の際、所属長による職員の個別面談を、年 2 回行います。面談を通じて、仕事のことはもちろん、仕事以外の情報を共有していくことで、信頼関係を深めていくことで、魅力ある職場づくりにつなげていきます。

② 働き方改革への取り組み

- ・年次有給休暇が 10 日以上付与される全ての職員に対し、年 5 日、時季を指定して年次有給休暇を取得させます。
- ・全ての職員に対して、労働時間を客観的に把握できるよう努めます。また、ICT を活用した業務の効率化に取り組んでいきます。

③ ハラスメント防止措置

- ・全職員を対象としたハラスメント研修を実施します。
- ・法人全体で 8 名のハラスメント相談員を配置しています。
- ・職員からハラスメントに関する相談があった場合は、「相談対応マニュアル」に基づき対応します。また、必要に応じて「ハラスメント防止委員会」を開催し、公正な処理を行っていきます。

④ 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の推進

業務全体の効率化や質の改善に取り組むことで、「ワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでいきます。

5 積極的な情報発信

(1) ホームページでの情報公開

- ① 社会福祉法第 59 条の 2 の規定に基づき、定款、役員等名簿、役員等報酬規程、事業計画書、事業報告書、計算書類、財産目録、現況報告書、監事監査報告書をホームページ上で公開します。
- ② ホームページを頻繁に更新し、積極的に情報を発信していきます。

(2) 財務諸表等電子開示システム

社会福祉法第 59 条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が運営する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じて、計算書類等および財産目録等を公開します。

(3) 障害福祉サービス等情報公開システム

「障害福祉サービス情報公開制度」に基づき、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公開システム」を通じて、当法人の運営する障害福祉サービスの内容について公開します。

6 地域における公益的な取り組み

社会福祉法第 24 条第 2 項の規定により、地域における公益的な取り組みの実施は、社会福祉法人の責務として位置付けられています。当法人では、地域から支えられる施設づくりを目指して、様々な公共的、公益的な取り組みを実施していきます。

(1) 子ども食堂（みんなで Dinner）

令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一度も実施することができていませんでしたが、令和 5 年 9 月より再開しています。今年度も、別府コミュニティセンターで月 1 回実施していきます。

(2) 社会貢献事業

大阪府社会福祉協議会社会貢献事業である「大阪しあわせネットワーク」に参画し、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域で課題を抱える方への支援も行います。

(3) 災害時の福祉避難所

「摂津市立みきの路」及び「摂津市立ふれあいの里」においては、摂津市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。災害時には、地域の高齢の方や障がいのある方々などを地域から受け入れ、安心安全に過ごせる避難所を運営できるよう、災害用の備品や備蓄食の購入などを行います。

(4) 地域清掃活動

「摂津市立ふれあいの里」において、職員が定期的に、周辺の清掃、ゴミ拾いなどをしており、今年度も継続して実施していきます。

(5) 地域行事への積極的な参加

令和 2 年度以降、コロナ禍のもとで地域行事は中止されていましたが、昨年度より再開されてきています。今年度についても、可能な限り地域の主催する行事に積極的に参加していきます。

7 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置付けについては、令和 5 年 5 月 8 日より、季節性インフルエンザ等と同じ「5 類感染症」へ移行されましたが、国においては、移行後においても「高齢者施設等における感染対策の徹底を当面継続して行うこと」とされています。

令和 6 年度以降についても、厚生労働省、大阪府、摂津市などの関係省庁の発表等について、速やかに情報収集を行い、それに基づき適切な対応を行っていきます。

8 法人内委員会・プロジェクトチームの設置

(1) 虐待防止・身体拘束等適正化委員会

障害者虐待防止及び身体拘束等適正化の更なる推進のため、「虐待防止委員会」と「身体拘束等適正化委員会」を一体的に「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」として開催していきます。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定により、令和 6 年 4 月より定期開催及び結果の従業者周知徹底が義務化となることに伴い、法人全体で委員会を開催していきます。

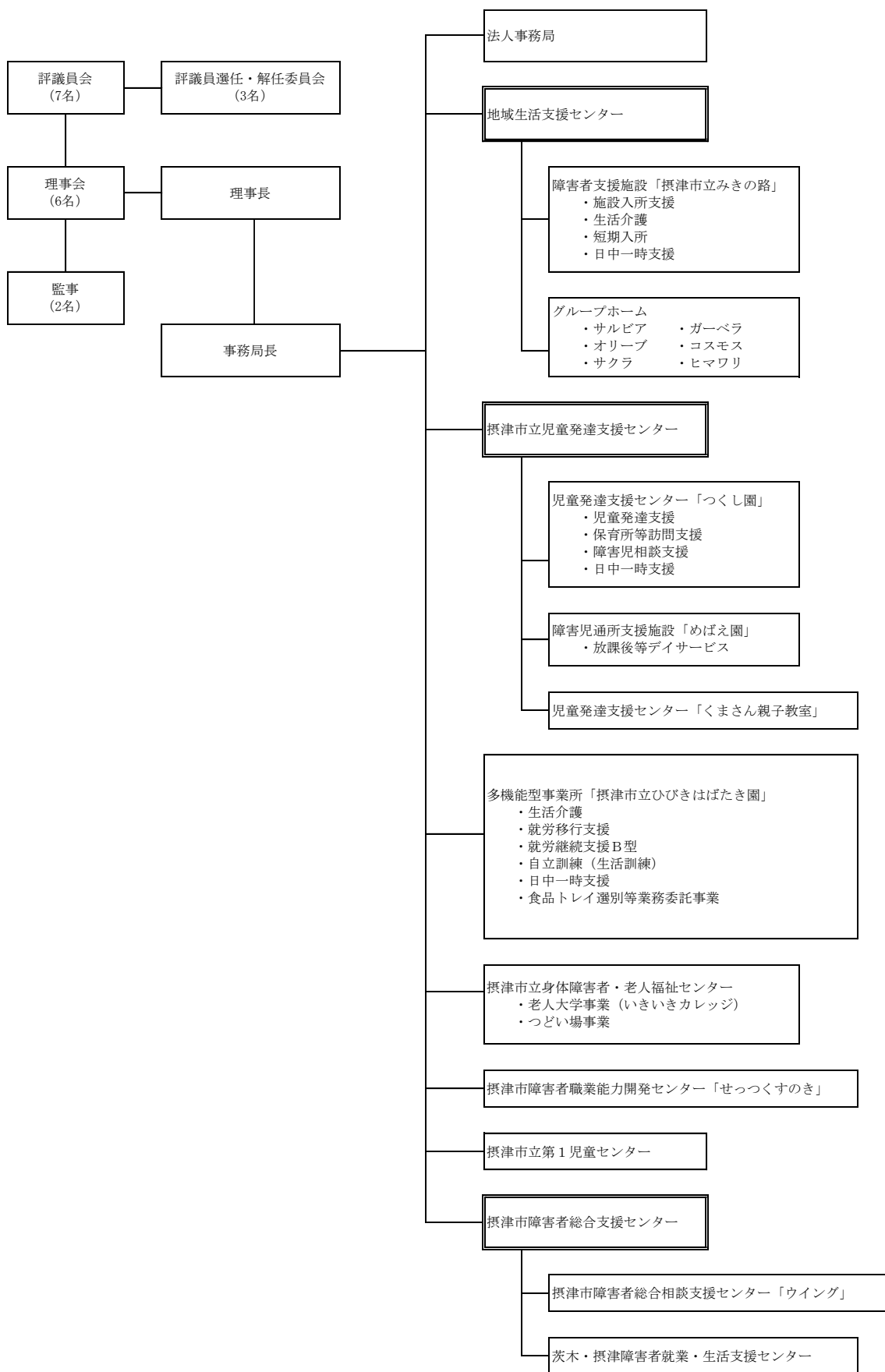
(3) スポーツフェスタプロジェクトチーム

スポーツフェスタの企画・運営のため、法人事務局とプロジェクトメンバーで構成し、随時開催していきます。

(4) 事業発表会プロジェクトチーム

事業発表会の企画・運営のため、法人事務局とプロジェクトメンバーで構成し、随時開催していきます。

9 組織図（令和6年4月1日現在）



10 施設概要（令和6年4月1日現在）

施設区分	施設定員	職員配置			合 計
		正職員 (再雇用含む)	契約職員	嘱託医	
法人事務局		5			5
地域生活支援センター					
障害者支援施設「摂津市立みきの路」		26	21	1	48
施設入所支援	30				
生活介護	40				
短期入所・日中一時支援	5				
グループホーム「サルビア」	10	7	36		43
グループホーム「ガーベラ」	5				
グループホーム「オリーブ」	4				
グループホーム「コスモス」	4				
グループホーム「サクラ」	6				
グループホーム「ヒマワリ」	10				
短期入所「ヒマワリ」	5				
摂津市立児童発達支援センター					
児童発達支援センター「つくし園」	30	18	4	2	24
障害児通所支援施設「めばえ園」	10	2	3	1	6
くまさん親子教室		3			3
多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」		17	16	3	36
生活介護	32				
就労移行支援	6				
就労継続支援B型	16				
自立訓練	6				
摂津市立身体障害者・老人福祉センター		3	1		4
摂津市障害者職業能力開発センター	20	6	3		9
摂津市立第1児童センター		3	3		6
摂津市障害者総合支援センター					
摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」		7			7
茨木・摂津障害者就業・生活支援センター		4	2		6
合 計		101	89	7	197

2 地域生活支援センター

I 障害者支援施設 「摂津市立みきの路」

1 運営方針

利用者の個人としての尊厳の保持を主とし、利用者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送る中で、それぞれの年齢、障がい特性、健康状態に応じ、また可能な限りニーズを尊重して、自立と社会参加が出来るように支援します。なお、支援に当たっては、利用者の安心と安全を最優先します。

「ひとりひとりの素敵な笑顔と、いきいきと暮らす楽しい生活を大切にします」をスローガンに、利用者の望む生活の実現に向けて、意思決定を重視した支援、障がい特性に応じた支援ができるよう、積極的に研修を受講し職員の専門性の向上に努めます。

(1) 業務継続計画 (BCP)

- ① 業務継続計画策定義務化に伴い、「利用者を守る」「職員を守る」「みきの路を守る」をスローガンに、「最悪を想定し最善を尽くす」ため、平時から自然災害の際の避難訓練、備蓄品の管理、健康管理、情報収集、感染予防と、感染拡大防止（ゾーニングなど）を徹底します。平時の備えから研修、訓練の実施を行い、適宜マニュアルを見直し、必要なサービス提供を継続できるように努めます。
- ② 新型コロナウイルスに対する社会の動きに注視しながら、利用者ニーズに最大限応えるために、入所者の面会・帰宅・外出及び短期入所・日中一時支援の利用条件を緩和します。

(2) 人権・権利擁護

虐待防止に関しては、虐待防止責任者と虐待防止マネジャーを中心に、職員一人ひとりが利用者の立場に立ち支援を行います。支援方法を相互に指摘し合える風通しの良い環境を作り、身近な虐待を見逃さない組織作りに努めます。

身体拘束適正化等に関しては、全ての人には自分の意思で自由に行動し生活する権利を大前提に、支援方針を組み立てます。生命の維持など緊急やむを得ない場合でも法令、規則に則った手順で必要最低限に留めます。

(3) 利用者の高齢化、重度化に伴う支援と環境整備

経年劣化に伴う建物などの修繕を行い、住みやすい環境を整えると共に、安心、安全で楽しい生活が継続できるよう、利用者の障がい特性や身体機能の変化に対応しながら設備を整えます。衛生面の配慮として、利用者用トイレにシャワールームを増設します。快適に過ごしてもらう環境整備として、介護用ベッドを1台新調します。また、リハビリに対するニーズの高まりから、理学療法士1名を雇用します。

(4) 地域生活支援拠点等事業

摂津市地域生活支援拠点等事業の面的整備の役割を担うため、短期入所事業を利用し、緊急時の受け入れ態勢を整え、摂津市障害福祉課、相談支援事業所、地域生活支援拠点等事業に登録されている事業所と連携し、地域で生活されている障害のある方の安全で安心できる生活の確保に努めます。

生活介護（通所）も体験利用の機会・場所を提供する事業所として登録しており、福祉サービスの円滑な利用に向けた対応を行ないます。

摂津市障害者地域自立支援協議会相談支援部会、地域移行部会、その他各種ワーキングに参加し、地域の実情や課題、ニーズ把握を行ない、社会資源のネットワーク化を実現し、当施設が担うべき役割や社会資源に不足するニーズを少しでも改善できるような取り組みを行ないます。

(5) サービスの質の向上

- ① 新型コロナウイルス感染症予防の観点から自粛していた外出活動や、障がい特性を考慮したグループ活動を再開し、めりはりのある生活の提供を行います。状況に応じてコロナ禍で実施したオンラインを活用した活動も継続し感染症対策の取り組みも継続します。引き続き、利用者の笑顔を引き出し、家族や支援者に安心していただけるサービスを提供していきます。

- ② 利用者の障がい特性や高齢化に伴う身体機能の低下が懸念されるため、残存能力を維持・向上できるよう、専属理学療法士を配置し、手厚くりハビリを提供出来る体制を築き、体を動かすことを意識した活動に取り組みます。

- ③ 引き続き、生活介護（通所）の利用者数の減少に伴い、利用ニーズの高い土曜日や祝日の開所を検討していきます。コロナ禍で中止していた入所と通所の合同活動を再開し、その中で、通所利用者の入浴サービスも入所と合同で行なえるように検討します。

ひびきはばたき園と連携し、利用申し込みがあった際には、利用者の特性を考慮して、お互いの施設で円滑に受け入れ出来るように協力体制を構築します。

また、現利用者が双方の施設のサービスを選択しやすくしたり、業務継続計画を円滑に実施出来るよう、双方の施設の利用契約を締結する仕組み作りを協議します。

- ④ 施設入所支援の役割である地域移行に向けて、みきの路とグループホームに担当者を配置し、グループホームでの生活を具体的に把握しながら、利用者の望む生活のために、利用者一人ひとりに合った支援を提供します。

地域移行のニーズがあれば、グループホームと連携して体験利用など、グループホームの支援を円滑に体験して頂けるように配慮します。

- ⑤ 利用者の健康管理の観点から、入所の利用者に対し、尿検査によるがんリスク検査を実施し、通常健康診断では発見しにくいがん及びそのリスクの早期発見、早期治療に努めます。通所の利用者にも年に1度の健康診断に加えて、希望する利用者にはインフルエンザ予防接種と新型コロナ予防接種の機会を提供します。

- ⑥ 日常の生活、活動を通して利用者がいろいろな経験を重ねながら、意思決定ができるように支援します。

利用者の望む、利用者中心の生活（活動）の実現に向け、各種行事の会議、給食会議には利用者にも参加して頂き、利用者ニーズを反映しやすい環境を整えます。

- ⑦ ご家族の思いを直接聞く場、意見交換ができる場を設定し、施設全体のより良いサービス提供につなげます。

（６） ホームページで情報を発信

日々の活動や行事等を積極的にブログに掲載して情報発信していくことで、開かれた施設、共生社会を実現できる施設を目指します。また、社会福祉の啓発とともに、実習生・見学者の受け入れ・ボランティア募集や求人活動にも活用していきます。

（７） 防災・防犯の整備

摂津市との協定のもと、福祉避難所としての役割を果たすため、備蓄食料、災害時対応用品、その他日用品等の整備に取り組みます。

避難訓練は通常の避難訓練に加え、夜間想定訓練や通報訓練、消火訓練及び水害を想定した垂直避難訓練を実施します。摂津市消防本部から講師を招いて救急救命講習を開催し、心肺蘇生法や AED の使用方法を反復して学ぶ事で、緊急時に迅速かつ適切に対応出来るようにします。

防犯訓練も摂津警察署の協力を得て、不審者侵入を想定した訓練を行ないます。

防災、防犯マニュアルは適宜見直しを行ない、現状に即したものに改定していきます。

（８） 大規模修繕計画

第二期大規模修繕計画を摂津市と協議しながら 5 か年計画で取り組みます。

今年度は令和 8 年度に耐用年限を向かえる、エレベーターとダムウェーダーの入替に向けた協議を摂津市と行います。

2 事業内容

（１） 施設入所支援

利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行います。

施設入所支援サービスは平日・土曜日の 17:00～翌 9:00 及び生活介護サービス休業日に提供します。

- ・ 食事に関する支援
- ・ 入浴支援(一般浴・機械浴)：月曜、水曜、金曜、日曜
- ・ 夜間、起床に関する支援
- ・ 服薬に関する支援
- ・ 更衣に関する支援

- ・余暇活動に関する支援
 - ・健康管理（検温、血圧測定、服薬管理、年1回がんリスク検査の実施、年2回健康診断実施等、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症対策など）
- 嘱託医・協力医の来診の他、突発的な体調不良やケガ・定期的な受診が必要な利用者に対して通院支援や往診対応を行います。

（２）生活介護

日曜日以外の9:00～17:00に生活介護サービスを提供します。

① 個別支援計画

利用者個々のニーズや課題、心身の状態を把握し、家族のニーズも踏まえて個別支援計画を作成し、利用者や家族の同意を得ます。利用者一人ひとりに合った支援を実施するとともに、随時支援の見直しを行います。家族との連絡は、毎日連絡ノートや、必要に応じて電話にて行います。

② グループ活動

火・木曜日の午後の活動時間に障がい特性、ニーズ等を考慮して5グループ（ア）～（オ）を編成して活動を行います。

（ア）リラックスをメインとするグループ

利用者の障がいの状況、興味等を考慮し、散歩・外気浴・音楽鑑賞・運動・ストレッチ・感覚刺激等、理学療法士の関わりの中、より個別性の高いプログラムを提供します。また、「スヌーズレン」という重度知的障がい者向けの感覚刺激空間を用いての最適なリラクゼーション活動を行います。

今年度はハンモックやトランポリン、ビーズクッションを用いてリラックス効果をより高める活動を行います。

（イ）行動面に強いこだわりがあるグループ

個別の課題立てを明確にし、自主性、積極性、充実感を高める取り組みを行います。思考力、空間認知力、想像力を高めるパズル、巧緻性の向上や集中力を高めるペグ差し等個々の障がい特性に配慮した課題や、好みの映像や音楽の視聴、散歩等で体を動かす活動でのリラックス出来る時間を提供します。

（ウ）創作活動をメインとするグループ

各自で好きなテーマを選択し、創作過程を楽しめるように利用者個々のペースを尊重しながら取り組みます。

利用者の好みや障がい特性に合わせ、使用する画材や制作場所も柔軟に対応します。

（エ）運動をメインとするグループ

利用者の高齢化やコロナ禍での運動不足を解消するために、リズムに合わせたウォーキングや体操を行います。利用者が使いたい道具を選べるようにバランスボールや踏み台昇降機、トランポリンなどの運動器具も充実させます。

(オ) 作業をメインとするグループ

軽作業・清掃活動・園芸作業等を中心に、メンバー間で協力し合う協調性や、役割分担で作業を行う効率性、ルールを守って活動を行う社会性の向上を目的に活動します。空き缶リサイクル作業から得た報酬で、半年に1回の茶話会を行い、作業意欲の向上に繋がります。

③ 全体活動

活動内容やニーズ等を考慮してグループの合同活動も取り入れ、全体活動として行事に取り組みます。夏祭りやクリスマス会等季節の行事等も全体行事として実施します。

④ 日帰り外出（小グループ外出）

利用者の障がい特性等に応じて、個別の支援を行います。日帰り外出として、年間を通じて3～5名のグループに分かれ、利用者の希望を聞きながら行き先を決めて外出します。外出先では、社会のルールやマナーを伝えるとともに、いろいろな経験を重ねながら、楽しみの幅を広げるよう支援します。

感染症対策等で外出が難しい場合は、観光地を映像で巡り、ご当地食材を食し、名産品などを折り紙などで作成する取り組み、バーチャルツアーを企画します。

⑤ おやつ作り（グループごとに）

毎月1回グループ活動の中で、栄養士と一緒におやつ作りを行います。

⑥ 音楽療法（グループごとに）

グループ活動内で音楽療法士による音楽活動（療法）を行い、心身ともにリラックスして楽しさを表現して積極性や協調性を引き出します。

⑦ 家族参加活動

家族に、日頃の活動の様子を知っていただくことを目的とし、個別支援計画見直し時期をはじめ、年間を通して見学の受け入れを行います。また、家族にも活動に参加できる機会を設け、施設全体の行事以外に、利用者と一緒にレクリエーション等の活動に参加できる機会を設けます。

⑧ 土曜日生活介護（施設入所支援）

土曜日はドライブ・外出・外食・買い物・ゲーム・運動等、利用者のニーズに合わせた活動を行います。

⑨ 健康管理（生活介護）

来所後、全利用者に対して検温、血圧測定を行い、健康状態の把握に努めるとともに月に1回、体重測定を実施し、必要に応じて、看護師と連携を図ります。

病院に行くことが困難な方を対象に、年に1回、協力医による有償での健康診断、インフルエンザの予防接種を実施します。

⑩ 歯磨き・ブラッシング指導

協力歯科医療機関であるビーバー小児歯科の医師が、施設入所者に対して、週に1回口腔内の状態を確認し、ブラッシングの指導や治療を行います。

⑪ 入浴サービス（生活介護）

希望者に対して入浴サービスを基本週1回提供します。心身の状態に応じ、一般浴と機械浴（リフト浴）のどちらかが利用できます。

⑫ 送迎サービス（生活介護）

通所時に、送迎車の利用を希望される方には、ドアツードアを基本とし、ご自宅までの往復に対してリフト付き車3台で送迎サービスを提供します。引き続き、ひびきはばたき園と連携しながら、合同送迎体制を実施します。

⑬ 短期入所・日中一時支援事業との連携（生活介護）

生活介護を利用されている方で、当法人の短期入所事業や日中一時支援事業を利用されている方には、出来るだけ普段の生活リズムを崩さず、安心して楽しく生活できるよう、短期入所（日中一時）担当者と情報を共有し、連携を図りながらサービスを提供します。

⑭ 支援学校の体験実習の受け入れ

支援学校の進路説明会や施設説明会に積極的に参加しながら、体験実習の受け入れに向けて取り組みます。卒業後の進路として、当施設の生活介護を希望される方に対しては、卒業後の受け入れ体制が可能な場合、担当教員や進路指導担当者と話し合いを行い、利用に向けての体験実習を積極的に受け入れ、安心して利用していただけるようにします。

ひびきはばたき園と連携し、利用申し込みがあった際には、利用者の特性を考慮して、お互いの施設で円滑に受け入れ出来るように協力体制を構築します。

⑮ 給食サービス（施設入所支援・生活介護）

食事は、朝食7:00～ 昼食12:00～ 夕食18:00～ 提供します。

栄養士が、年に1回嗜好調査を実施し、利用者の健康状態や運動量等を把握し、メニューを考えます。また、月に1回の選択メニューや、地方の駅弁メニュー、行事に合ったメニュー等を考えます。利用者一人ひとりにあった食事形態（とろみ食、ミキサー食等）で提供します。

給食運営会議には利用者にも参加して頂き、利用者ニーズを反映しやすい環境を整えます。

（3）短期入所（児童・成人）

原則として利用当日の施設入所支援利用者と同じプログラムを提供します。児童の利用者については、必要に応じて個別なプログラムを提供します。

また、平日については、利用者のニーズに応じて、他の事業所が提供する日中活動の事業所を利用することもできます。利用ニーズや障がい特性を考慮して、ショートステイヒマワリとの連携を図り、円滑に利用して頂けるように努めます。

(4) 日中一時支援（児童・成人）

原則として日曜・祝日以外の 9:00 から 17:00 は、生活介護利用者と同一プログラムを提供します。

それ以外の時間帯は、施設入所支援利用者と同一プログラムを提供します。

3 各種会議（施設入所支援・生活介護）

職員間の情報の共有や利用者への支援内容等について協議するため、定期的に会議を開催します。

- ・地域生活支援センター全体会議（月 1 回）
- ・グループ活動リーダー会議（随時）
- ・入所部フロア会議（月 1 回）
- ・通所部フロア会議（月 1 回）
- ・ケース会議（随時）
- ・活動班別会議（6 ヶ月 1 回）
- ・行事实行委員会（随時）
- ・給食運営会議（3 ヶ月 1 回）
- ・リスクマネジメント会議（随時）
- ・サービス管理責任者会議（月 2 回）
- ・リーダー会議（月 2 回）
- ・個別支援計画立案会議（月 1 回）

利用者ニーズを反映させやすくする為に、活動班別会議、行事实行委員会、給食運営会議には、利用者にも参加して頂きます。

4 災害事故防止対策（施設入所支援・生活介護）

非常災害に備えるため、防災、避難等に関する「災害マニュアル」に基づき、年 2 回以上（内 1 回は夜間想定）の避難・救出、消火その他必要な訓練を行います。

また、避難確保計画に基づき水害想定での避難訓練も行います。

- ・避難・消火訓練（年 2 回以上）
- ・防災設備の点検（年 2 回）
- ・AED講習・通報訓練（年 1 回）
- ・防犯訓練（年 1 回）
- ・水害想定避難訓練（年 1 回以上）

福祉避難所として摂津市と協定を結び、地域の障がいのある方が災害に合われた際に利用していただきます。

非常災害に備え、非常食等を準備します。定期的に食材や器具、日用品の点検を行い、非常時に備えます。

5 秘密保持と個人情報の保護（施設入所支援・生活介護）

サービスを円滑に提供するために、各種関係機関との情報共有が必要な場合があるため、利用契約時に個人情報の取り扱いについては、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書で同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続

することとします。

また、個人情報保護に関する研修会にも参加し、意識の向上に努めます。

6 虐待防止（施設入所支援・生活介護）

障がい者虐待防止のために、職員一人ひとりがその責務を果たします。虐待防止責任者及び虐待防止マネジャーを設置し、利用者の人権擁護、虐待防止に努めます。

全職員が、自分の日々の支援を見直す機会を設けるため、『支援方法自己チェックリスト』を作成し、毎月自己チェックを行います。自己チェックリストは、年に1回見直しを行います。また、『みきの路 職員行動規範』『摂津有和会基本理念』『経営方針』『みきの路 事業所理念』『みきの路 基本方針』『みきの路 スローガン』と一緒にファイリングし、毎月内容を確認すると共に、毎月管理者に提出します。

自己チェックリストには他の職員の良かったと思う支援、利用者や家族との関わりなどを記載する欄を設け、職員間で共有する仕組みも設けます。

ネガティブな支援を改善する事はもちろん、ポジティブな支援を伸ばす・広げる事での虐待防止効果を取り入れます。

7 社会参加

大阪府障がい者スポーツ大会出場、人権教育啓発作品展への出展など、スポーツや文化的な活動に積極的に参加できるように、日中活動のプログラムを充実させ、社会参加を図ります。日課の散歩や公園散策の際には清掃用具を持参し、近隣地域の美化に努め、地域で暮らす一員であるとの意識を高めます。そうする事で、地域住民にみきの路を知ってもらい、災害時などの有事の際に近隣住民からの協力を得られやすい環境を整えます。

8 医療機関との連携

千里丘協立診療所（内科）と嘱託医契約を締結し、月に1回の往診の他、利用者の健康相談、健康診断、ワクチン接種などの態勢を整えています。協力医療機関として摂津医誠会病院と契約を締結しています。協力歯科医療機関としては、ビーバー小児歯科と契約を締結し、利用者の口腔内の健康相談や、緊急治療が必要な場合に備えています。

その他、さわらび診療所（精神科）にも月2回の往診を行なってもらい、行動的課題で通院が困難な利用者への配慮も行ないます。

9 地域交流

施設入所支援を利用されている方には、桜町自治会の催しを中心に地域の行事に参加していただける機会を設け、地域のボランティアの活用（学生ボランティアの受入、

各種行事へのイベントボランティア）を積極的に行います。

また、生活介護（通所）を利用されている方には、地域での行事や催しがあれば情報提供し、散歩や地域のスーパー等に買い物に出かける等、地域との交流を大切にします。

10 アフターケア（施設入所支援・生活介護）

当施設を退所された方の生活をサポートされる家族や支援者に対し、本人やご家族の了解を得て、必要な情報提供やアドバイスを行います。また、他の福祉サービスや事業所を利用される方についても、ご希望があれば積極的に支援や介助方法などの情報提供を行い、相談支援事業所も含め連携を図ります。

11 苦情解決システム（施設入所支援・生活介護）

当施設を利用される方からの苦情に対し、適切に解決するための体制（第三者委員の介入など）を整備することで、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足度を高め、福祉サービスを適切に利用できるようにします。

12 職員研修の充実（施設入所支援・生活介護）

利用者支援の質の向上や職員のスキルアップを目指し、外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修では、全体会議でグループ活動班ごとに研究した内容の発表、介護技術、障がい特性等についてのDVDを用いた研修、外部講師による講義等を行います。

外部研修報告は、全体会議で発表するとともに、全職員に研修内容を回覧で報告し、職員への周知徹底を行います。コロナ禍での感染拡大防止の観点から、各種外部研修がオンライン研修での実施となり、受講しやすくなりましたので、受講機会を増やしたいと思います。また、3ヵ月に1度、大阪府知的障害者福祉協会障害者支援施設部会に参加し、他事業所との意見交換や、法制度に関する情報交換を図ります。

13 各関係機関との連携・協力（施設入所支援・生活介護・地域生活支援拠点等事業）

利用者支援の一体性を目的とし、相談支援事業所や日中活動の場事業所、ケースワーカー等と情報を共有し、連携をとりながら、利用者一人一人のニーズに合った支援を行います。地域生活支援拠点等事業の「緊急時の受け入れ・対応」「体験利用の機会・場所」を提供する事業として、摂津市障害者地域自立支援協議会相談支援部会、地域移行部会、その他各種ワーキングに参加し、地域の実情や課題、ニーズ把握を行ない、当施設が担うべき役割や社会資源に不足するニーズを少しでも改善できるような取り組みを行ないます。

14 実習生の受け入れ（施設入所支援・生活介護）

専門学校や大学の福祉実習の受け入れを積極的に行います。また、近隣の中学校や高等学校から授業の一環である「職場体験」や、「体験実習」の受け入れを行い、障がいのある方についての理解を深めていただくとともに、福祉現場での仕事を知っていただき、積極的に福祉職の人材育成の役割を担っていきます。

15 広報（施設入所支援・生活介護）

年に 7 回、当施設の機関誌を家族向けに発行し、施設入所支援や生活介護での生活や活動の様子などを報告します。また、ホームページを通じて、当施設に関する情報を開示します。

16 第三者評価

令和 4 年 3 月末に受審した第三者評価の受審結果をもとに、課題を具体的に把握し、サービスの向上に結びつけることができるよう、職員間で結果を共有し、業務に取り組んでいきます。今後も 3 年に 1 度のペースで受審し、サービス内容の客観的評価から、サービスの質の向上や就業環境の向上に努めます。

17 日課予定表

（１）施設入所支援

①生活介護開所日及び休業日の 17：00～翌 9：00

時 間	利用者の日課
17：00～18：00	リラックス、夕食前の手洗い
18：00～19：00	夕食 夕食後薬服用、片付け、歯磨き
19：00～21：00	リラックス、就寝準備、眠前薬服用
21：00～7：00	就寝
7：00～8：00	起床、洗顔、朝食前の手洗い
8：00～9：00	朝食 朝食後薬服用、片付け、歯磨き

②生活介護休業日（日曜）の 9：00～17：00

時 間	利用者の日課
9：00～11：30	リラックス
11：30～12：00	昼食前の手洗い
12：00～13：00	昼食 昼食後薬服用、片付け、歯磨き
13：00～13：30	リラックス、入浴の準備
13：30～15：30	入浴 水分摂取
15：30～17：00	リラックス

（２）生活介護

①入所

時 間	利用者の日課
9：00～10：00	清掃、洗濯物片づけ
10：00～11：30	午前中の活動（日課）ラジオ体操、室内での運動 外気浴等
11：30～12：00	昼食前の手洗い
12：00～13：00	昼食 昼食後薬服用、片付け、歯磨き
13：00～13：45	リラックス、グループ別活動の準備
（火曜、木曜） 13：45～15：00	グループ活動
（土曜） 13：45～15：00	買い物、自動販売機利用、外出、ドライブ
（月曜、水曜、金曜） 13：30～15：30	入浴、水分摂取

②通所

時 間	利用者の日課
8 : 30～	送迎車出発、送迎車にて順次来所
10 : 40～11 : 00	朝礼
11 : 00～11 : 30	午前中の活動（火曜 10 : 30～機械浴）
11 : 30～12 : 00	昼食準備 手洗い
12 : 00～13 : 30	昼食 昼食後の服薬、片付け、歯磨き、休憩
13 : 30～15 : 00	グループ活動（火曜、木曜） 入浴（希望者）（月曜、水曜、金曜）
15 : 00～16 : 00	おやつ 水分摂取、帰宅準備
16 : 00～16 : 30	終礼
16 : 30～18 : 00	送迎車にて帰宅

18 年間行事計画（施設入所支援・生活介護）

月	主な行事	その他
通年	日帰り外出	〈訓練・健診など〉 ・避難・通報・消火訓練（年2回以上） ・AED講習（年1回） ・防犯訓練（年1回） ・がんリスク検査（年1回） ・インフルエンザ予防接種 （年1回施設入所支援・生活介護） ・新型コロナウイルスワクチン接種 （接種推奨時期 施設入所支援・生活介護） ・大掃除（年1回以上） ・摂津市立第三中学校職場体験学習（年1回）
	家族参加活動（通所・通年）	
4		
5	音楽コンサート 大阪府障がい者スポーツ大会	
6		
7	夏祭り	
8	摂津祭り、桜町自治会盆踊り	
9	健康診断	

1 0	室内運動会 法人スポーツフェスタ	・実習生受け入れ（適時） 〈月例行事・施設入所支援〉 ・誕生会（施設入所支援・通所） ・嘱託医（内科医）往診 ・協力医（内科医）往診 ・往診医（精神科）往診 ・協力医（歯科）往診 ・理容（理容組合） ・美容（美容師）
1 1	輪い輪い祭り	
1 2	風船バレーボール大会 クリスマス会 人権教育啓発作品展	
1		
2	つくっ展と輝けコンサート	
3	健康診断	

II 共同生活援助（グループホーム）

- 「サルビア」（事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日 定員女性 10 名）
- 「ガーベラ」（事業開始年月日 平成 26 年 12 月 1 日 定員女性 5 名）
- 「オリーブ」（事業開始年月日 平成 27 年 10 月 1 日 定員女性 5 名）
- 「コスモス」（事業開始年月日 平成 28 年 4 月 1 日 定員男性 4 名）
- 「サクラ」（事業開始年月日 平成 28 年 9 月 1 日 定員男性 4 名 女性 2 名）
- 「ヒマワリ」（事業開始年月日 令和 3 年 3 月 1 日 定員男性 8 名 女性 2 名）

1 運営方針

利用者一人ひとりが住み慣れた地域で自身の思い描く生活を実現することができるよう、情報提供や様々な経験ができる機会を提供し、自身の生活において意思決定ができる支援に努めます。また、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介助、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。

地域の一員として地域との結び付きを重視し、自治会活動に積極的に取り組み、他の障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者支援施設その他の福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

地域生活支援拠点等事業の重点課題に掲げられている緊急時の受け入れ、体験利用の場の確保、地域の体制作りを達成出来るように努めます。

2 事業内容

- ① 利用者の意思を尊重した個別支援計画書を作成し、計画書に基づいた支援を提供します。
- ② 生活全般の相談に乗れるよう、常に利用者に寄り添える体制を整えます。
- ③ 食事の提供については、全ホームの栄養管理、食事提供を一括管理するために業者による配食サービスを利用します。また、定期的に利用者の嗜好の確認や食費等の見直しを図り、利用者が満足できる食事の提供に努めます。
- ④ 健康管理については、利用者の日々の健康状態を常に留意し、病院受診の同行、健康診断、予防接種など、健康維持のため適切な措置をとるよう努めます。利用者の利便性の向上のために、往診による診察、治療を必要に応じて導入します。

- ⑤ 金銭管理については、ご希望に応じて日常生活に必要な小遣いの管理を行います。
また、将来を見据えて成年後見人制度についての情報提供や利用の促進に努めます。
- ⑥ 余暇活動については、地域生活支援事業の移動支援を利用できるよう各事業所と連絡調整を行い、**利用者**の希望に沿った外出の提供に努めます。
- ⑦ 地域行事やイベント、自治会活動への参加を積極的に行い、地域との交流を図ります。
- ⑧ 緊急時は、業務用携帯**電話**等を活用し、24 時間円滑かつ迅速に対応出来るよう努めます。
- ⑨ **利用者**の就労先や日中活動の事業所、相談支援事業所等との連絡・調整を行い、一体的に支援できるよう努めます。
- ⑩ 夜間においては夜間支援員を配置し、適宜巡回を行い、**利用者**それぞれに必要な支援を行います。
- ⑪ 地域移行を希望される方や、地域で生活されている方でグループホームでの生活を希望される方に対して、体験利用や見学などを積極的に受入れます。
- ⑫ グループホームから一人暮らしを希望する**利用者**に対して、その生活が実現できるよう支援すると共に、一人暮らしが定着できるようグループホーム退居後も一定期間は相談等の支援を継続して行います。
- ⑬ 虐待防止、身体拘束、権利擁護についての知識を高め、**利用者**の人格や尊厳を守ります。
- ⑭ 経年劣化、老朽化による環境の**不具合**に早急に対応し、快適な居住空間の確保に努めます。
- ⑮ 各種感染症対策については、**国、大阪府及び摂津市**が発出する通達を遵守します。
また、引き続き各ホーム内での感染拡大防止対策として、外出時のマスク着用、手指消毒を推奨します。

3 各種会議

① 地域生活支援センター会議

- | | | | |
|--------------|---------|--------------|---------|
| ・全体会議 | (月 1 回) | ・リーダー会議 | (月 2 回) |
| ・サービス管理責任者会議 | (月 2 回) | ・リスクマネジメント会議 | (随時) |

② グループホーム会議

- | | | | |
|--------------|---------|-------------|---------|
| ・スタッフ会議 | (月 1 回) | ・個別支援計画立案会議 | (月 1 回) |
| ・世話人全体会議 | (月 1 回) | ・各ホーム世話人会議 | (随時) |
| ・リスクマネジメント会議 | (随時) | | |

4 職員研修の充実

- ① サービスの質の向上やスキルアップを目的とし、積極的に外部研修に参加します。特に世話人の研修参加の機会を増やし、専門性を高める意識や支援技術を学ぶ機会を提供し、利用者支援に還元させます。
- ② 外部研修報告は定例世話人会議での口頭報告や研修報告書等を回覧し、全スタッフへの周知徹底を図ります。
- ③ 3ヶ月に1度、大阪府知的障害者福祉協会地域支援部会への参加、摂津市内グループホーム事業所連絡会への参加により、他事業所との情報交換、法制度の情報収集を行います。
- ④ グループホーム全国研修会に参加し、国の示すその時々重点課題の講義や参加者との情報交換を通して、法制度の理解を深め、専門的支援技術を習得します。
- ⑤ 重度・高齢化する利用者^{（注）}の体調急変時に対応出来るよう、所管の消防本部から講師を招き、心肺蘇生法（AED 講習）を年1回実施します。

5 災害・事故防止対策

- ① 消防設備の点検及び維持や、災害時を想定した非常食・災害備蓄品の点検、補充を行います。
- ② 火災、地震、水害に備えた避難訓練を、全ホーム年に2回実施します。各ホーム内の避難経路の確認や、地域の防災・ハザードマップを用いて実際に避難経路を歩く訓練を実施します。避難経路を歩いて確認することが困難な利用者や、避難訓練に参加できなかった利用者^{（注）}については、地図上での避難経路の確認等、利用者が理解しやすい方法を取り入れます。また、実施後に振り返りを行い、報告書を作成すると共に、その内容は世話人や支援員に周知し、必要に応じてマニュアルに反映させます。
- ③ 避難確保計画、業務継続計画の見直しを行い、日頃から避難場所や緊急時の連絡方法の確認を行います。
- ④ 世話人や支援員の緊急連絡体制はグループ LINE やショートメールを用いて行い、正確な情報の伝達、速やかな支援体制の確保に努めます。
- ⑤ 利用者や地域の状況の変化に応じて、適宜防犯マニュアルの見直しを行います。
- ⑥ 事故・ひやりはっと報告書を活用し、事故を未然に防ぐための検証と安全対策の徹底を図ります。

6 秘密保持・個人情報の保護

- ① サービス提供を円滑にするために、各種関係機関との情報共有が必要な場合があるため、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、利用契約時に個人情報の取り扱いについて、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書

により同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続する事とします。

- ② 個人情報保護に関する外部研修に積極的に参加し、世話人や支援員に対する研修内容の周知徹底や内部研修も適宜行います。

7 苦情解決システム

- ① 苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、苦情又は相談があった場合、聞き取りや状況把握を迅速に行い、利用者の立場を第一に尊重しながら問題解決に努めます。
- ② 第三者委員の関わりを必要に応じて行い、苦情に対する助言や評価を真摯に受け止め、改善や支援の見直しに努めます。

8 社会貢献

- ① 全ホームに AED を設置し AED 設置のステッカーを掲げ、地域住民への情報提供を行い、要請があれば貸し出しを行います。

9 虐待防止・権利擁護

- ① 虐待防止・身体拘束等適正化委員会のメンバーに職員を選出し、利用者の権利擁護に努めます。また、個別支援計画作成時には、利用者意思決定支援を充実させます。また、日頃の支援でも、利用者が意思決定出来るよう、情報提供や経験の場の提供に努め、コミュニケーションツールの充実を図り、利用者の人格や尊厳を守る支援に努めます。
- ② 利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、利用者の意向を把握すると共に、利用者の意向を踏まえたサービスの提供体制の確保に努めます。

10 人材育成

- ① 重度・高齢化する利用者支援や介助に対応できる世話人の確保、定着に努めます。
- ② 新しく入職する世話人や支援員に対して、勤務初日までにサービス管理責任者がオリエンテーションを実施し、業務内容や利用者の説明に加え、虐待や身体拘束、権利擁護や個人情報の使用等の基本的な内容について説明します。

11 各種感染症対策・業務継続計画

- ① 各種感染症対策として、毎日の検温のほか、体調不良等の確認を適宜行います。

また、職員も出勤前、出勤時に検温を行い、日頃から体調管理を徹底します。

- ② 感染拡大防止に向けてマスクの着用や手指消毒など、基本的な感染対策、重症化リスクを軽減するために必要なワクチン接種について同意の下実施に努めます。
- ③ 感染症のBCP（業務継続計画）を定め、感染予防のための衛生用品を常備します。
- ④ その他の感染症にも対応出来るよう、感染症予防マニュアルを全ホームに配布します。
- ⑤ 外泊や外出、面会などスタッフ以外の方と接する場合には、可能な限り感染症予防対策を依頼し、体調不良時には代替策としてリモート面会や電話での様子の報告などを行います。

12 日課予定表

時 間	平 日	土・日・祝日
5：30～8：00	起床・朝食	起床・朝食
8：00～9：30	通所・就業先へ出勤	余暇 昼食
16：00～18：00	通所・就業先から帰宅	
18：00～21：00	夕食・入浴・余暇	夕食・入浴・余暇
21：00～	共用部分は消灯・就寝	共用部分は消灯・就寝

III 短期入所（単独型）

○「ショートステイヒマワリ」（事業開始年月日 令和3年3月1日 定員5名）

1 運営方針

ショートステイヒマワリには単独型短期入所に加えて、重度の障がい者が利用しやすいグループホームを併設しています。短期入所は障がい児者を介護する家族等が一時的に介護できなくなった場合や介護負担の軽減、**利用者**の自立に向けた経験の場として、**利用者**が住み慣れた地域において安心、安全に過ごしていただけるように、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、一時的にお預かりし、入浴、排せつ及び食事等の介護、自立に向けたサポートを適切かつ効果的にを行います。

摂津市における地域生活支援拠点等事業の面的整備型において、緊急時の受け入れと体験利用の場を担う役割として登録をしています。

摂津市策定の障害福祉計画に記載のある短期入所の利用見込み数を達成するためにも障がい児を含めた幅広い層からの受け入れを目指します。

2 事業内容

- ① **利用者**個々の目標や目的に応じた個別支援を行い、安心、安全に利用していただけるよう努めます。
- ② 快適な時間を過ごしていただけるよう、**利用者ごとに浴室の清掃、寝具の交換**を行います。
- ③ 摂津市内を基本とした送迎サービスを行います。また、摂津支援学校への送迎を検討します。
- ④ 食事の提供については、**主菜や副菜**などを外部委託（配食サービス）にて対応します。
- ⑤ 障がい児の受け入れを行います。
- ⑥ 緊急時の対応が円滑かつ迅速に出来るように努めます。
- ⑦ 虐待防止、権利擁護の徹底を図ります。
- ⑧ 各種感染症対策については、**国、大阪府及び摂津市**が発出する通達を遵守します。
- ⑨ 利用料金を自動振替にて対応し、利用者への利便性を図ります。

3 各種会議

- ① 地域生活支援センター
 - ・全体会議 （月1回） ・リーダー会議 （月1回）
- ② ショートステイヒマワリ
 - ・支援会議 （随時） ・サービス担当者会議 （随時）

4 職員研修の充実

- ① サービスの質の向上やスキルアップを目的に、外部研修に積極的に参加します。
- ② 大阪府知的障害者福祉協会短期入所部会への参加については、**みきの路**と協議したうえで参加職員を調整します。
- ③ **利用者**の体調急変時に対応出来るように所管の消防本部から講師を招き、心肺蘇生法（AED 講習）を年 1 回実施します。

5 災害・事故防止対策

- ① 消防設備の点検及び維持、非常災害に備えるため、避難経路の確認や地域の防災・ハザードマップを用いてリスク管理の徹底を図ります。
- ② 必要に応じて避難確保計画を見直し、日頃から避難場所や緊急時の連絡方法の確認を行います。
- ③ 世話人や支援員の緊急連絡体制は、グループ LINE やショートメールを用いて行い、正確な情報の伝達、速やかな支援体制の確保に努めます。
- ④ **利用者**や地域の状況の変化に応じて、適宜防犯マニュアルの見直しを行います。
- ⑤ 事故・ひやりはっと報告書を活用し、事故を未然に防ぐための検証と安全対策の徹底を図ります。

6 秘密保持・個人情報の保護

- ① サービス提供を円滑にするために、各種関係機関との情報共有が必要な場合があるため、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、利用契約時に個人情報の取り扱いについて、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書により同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続する事とします。
- ② 個人情報保護に関する外部研修に積極的に参加し、世話人や支援員に対する研修内容の周知徹底や内部研修を適宜行います。

7 苦情解決システム

- ① 苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、苦情又は相談があった場合、聞き取りや状況把握を迅速に行い、利用者の立場を第一に尊重しながら問題解決に努めます。
- ② 第三者委員の**関わりを必要に応じて**行い、苦情に対する助言や評価を真摯に受け止め、改善や支援の見直しに努めます。

8 虐待防止・権利擁護

- ① **利用者**に快適に過ごしていただくため、人権意識や障がい特性を理解し人格や尊厳を守

る支援に努めます。

- ② **利用者**の意思に反する異性介助、異性との利用がなされないよう、**利用者**の意向を把握すると共に、**利用者**の意向を踏まえたサービスの提供体制の確保に努めます。

9 各種感染症対策・業務継続計画

- ① 各種感染症対策として、利用開始時、終了時に体調確認のため検温を実施し、必要に応じて来所前の生活（活動）の場での様子を確認します。
- ② **スタッフ**も出勤前、出勤時に検温を行うなど、日頃から体調管理を徹底します。
- ③ 感染拡大防止に向けてマスクの着用を推奨し、手指や環境面の消毒の徹底など基本的な感染対策を実施します。
- ④ 利用中に体調不良が疑われる場合は、すぐに感染対策を講じ、感染拡大防止の観点から、**家族**に連絡を取り利用自粛をお願いするなどの対応を行います。
- ⑤ 各種感染症の罹患者が発覚した場合に備えた**業務継続計画（BCP）**を定め、感染症予防マニュアルを設置し、感染予防のための衛生用品を常備します。

10 日課予定表

時 間	平 日	土・日・祝日
5：30～8：00	起床・朝食	起床・朝食
8：00～10：00	通所先等へ送迎（送り）	適宜、自宅等に送迎 昼食・余暇・入浴
10：00～16：00		
16：00～18：00	通所先等へ送迎（迎え）	
18：00～21：00	夕食・入浴	夕食・入浴
21：00～	共用部分は消灯・就寝	共用部分は消灯・就寝

3 摂津市立児童発達支援センター

I 児童発達支援センター「つくし園」

1 運営方針

つくし園は発達に課題のある子どもへの専門療育・支援施設として、心身の健康保持と増進、基本的生活習慣の確立、社会性の獲得を目的に日々療育を行い、心身共に豊かに育っていける施設づくりに努めます。その具体的な内容として

- ① 児童の生きる力を育む発達支援
- ② 児童のライフステージに応じた支援
- ③ 児童の生活の場、地域における支援
- ④ 発達に課題のある児童とその家族を含めた家族支援

施設の運営にあたっては、児童発達支援センターとして「児童発達支援」「障害児相談支援」「保育所等訪問支援」（摂津市指定管理事業）「くまさん親子教室」（摂津市委託事業）の四つの事業を実施し、児童発達支援センターが地域支援体制の中核的な役割を果たせるよう活動していきます。

「児童発達支援」は通園利用の子どもたちをはじめ、施設を利用する未就学児に対して、日常生活における基本的生活習慣の確立、身近な人との信頼関係の構築、子育てに不安を持つ保護者に対し保護者支援を行います。

「障害児相談支援」は発達に課題のある児童を対象に、障がい特性へのきめ細かい配慮を行い、児童本人と家族の困り事を聞きとり最適な福祉サービスが利用できるよう取り組んでいます。また、利用児や保護者の利便性を考え、障害者総合相談支援センター（つくし園分室）でも相談等を行っています。さらに子育てに悩みを抱える保護者からの一般相談にも応じ、必要に応じて関係機関とも連携、調整を行っています。

「保育所等訪問支援」は、発達に課題のある児童の保護者からのニーズを受けて保育所・幼稚園・こども園・学校等を訪問し、集団生活で自分の力を発揮し自信を持って過ごすことができるように保育士、教職員等に専門的なアドバイスを行うほか、その他の必要な支援を行っています。

「くまさん親子教室」は、市の委託事業として、家庭児童相談課、出産育児課と連携し、発達に課題のある子とその保護者、また、保護者の育児力を育む等の家庭支援が必要な親子を対象に市内3か所、（つくし園・第1児童センター・支援センター）で行います。また、今年度より第1児童センターでの開催が週1日から2日となりより連携を深める事に加え、同センターで行っている乳幼児教室に専門職を派遣し市民ニーズに対応していきたいと考えています。

さらに令和6年4月に児童福祉法が改正されることにより、地域における児童発達支援センターの機能が強化され、当園の役割も重要となってきます。それに伴い、市の中核施設となるよう児童通所支援事業所連絡会の充実、各事業所向け研修会の実施等、新たな事業展開も必要となり、子育て支援課と協議しながら事業を進めると共に、より専門性を高めるこ

とが出来る様取り組んで行きたいと考えています。

園舎については、昭和57年に建設され、経年劣化が避けられない状態であり年々修繕などの経費がかかるようになってきています。摂津市の建物点検が実施され、老朽による破損箇所等の修繕は実施されますが、利用者に安全に快適に利用していただくためにも、園舎内部・外構・電気設備・衛生設備・空調設備等の計画的な補修・修繕を市子育て支援課と協議し進めていきます。それに加え、厨房器具等の経年劣化による故障も考えられますので、取り替え時期も計画的に検討していきます。

2 児童発達支援（通園支援）

通園児の支援は、年齢・発達状況・親子関係等個々に応じて行います。親子通園クラスは、子ども自身の課題と環境的要因に着眼した発達援助、並びに養育基盤である家庭の安定に向けた療育・援助を行います。その後、年齢や発達段階に応じて単独通園クラスに移行します。また、園児の発達課題や実情に照らした保育内容の細分化・グループ化によるきめこまやかな療育を実施するとともに、次年度就学を迎える園児への個別プログラム等の充実に努めます。

めばえ園の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びくまさん親子教室を担当する公認心理師との連携をさらに高め、多職種スタッフによる協働でより専門的な療育に取り組みます。

（1）療育の内容

ア 親子関係の構築

親子通園を通して、人間関係の基盤となる親子関係の構築を育むと共に、職員が共に子育てすることで、保護者の育児力を育みます。

イ 基本的生活習慣の獲得

食事、排泄、更衣等の日常的、基本的な生活動作を通して生活習慣を身につけ、生活リズムを整えるように援助します。

ウ からだづくり

生活リズムを整え、からだを動かしての遊び、自然に触れながらの心身の発散をすることによって丈夫なからだをつくります。また、食事指導や歯磨き指導を通して衛生や健康への意識を高めます。

エ 社会性を育む

身近な大人との信頼関係を基盤に、集団の中で、自分を発揮出来る環境を整えます。また、個別の遊びや集団遊び・行事等を通して経験の幅や人とのかかわりを広げ、人との関係を育みます。

オ 交流事業

地域での育ちを豊かにするための子育て支援事業に積極的に参画・参加し、園児の経験の幅や人とのかかわりをひろげます。また、市立こども園園児との交流に向けて、協議を行います。

(2) 健康管理の充実

- ア 園児の健康状態を把握するため定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じて医療機関との連携に努め助言・指導を受け、療育に活かしていきます。
- イ 家庭と連携して生活リズムを見直し、生活にメリハリをつけ、生活リズムが整い、安定した生活が送れるよう支援し、すこやかな成長を育みます。
- ウ 必要に応じて府及び市の担当保健師、医療機関との連携を図り、助言・指導を受け、療育に活かしていきます。

(3) 給食

児童の特性、年齢に応じた献立を栄養士が立案し、給食会議で検討、見直しを行なったうえで提供していきます。また、栄養価を摂取する事だけを目的とせず、一人ひとりの子どもたちが、食べる事を楽しみながら食事動作、食事マナーの獲得に向けて取り組みます。委託業者との連携を密にし、より子ども達が食への意識を高めることが出来る様、栄養士・担当職員による喫食状況の把握、子どもの状況に配慮した調理形態の工夫などに努め、さらに子どもにあった給食の提供に努めます。また、食物アレルギーのある児童に対し、可能な限りアレルギー除去食の対応をします。

(4) 年間行事予定

月	主 な 行 事	定 例 行 事
4	・保育説明会	〈健 康 診 断 等〉 ・内科健診（年2回） ・耳鼻科健診（年1回） ・歯科健診（年1回） ・検尿（年1回）
5	・日曜参観	
6	・学校見学	
7	・七夕まつり ・夕涼み会	
8		
9		〈月 例 行 事〉 ・避難訓練 ・身体測定 ・合同親子保育 ・単独クラス親子保育 ・個別面談、クラス面談 ・参観（随時）
10	・遠足 ・体験入学	
11	・運動会 ・教育支援会議	
12	・クリスマス会	
1	・保育所等一日保育	
2	・豆まき ・生活発表会	〈その他の行事〉 ・誕生日会（年4回）
3	・ひなまつり ・お楽しみ会 ・卒園・修了式	

(5)日課予定表

時 間	通園児の日課	処遇職員等の活動
9:00～10:00	登 園	送迎バス運行（バス車内指導） 受入れ準備
10:00～10:15	更衣、排泄 シール貼り	更衣指導・援助 排泄指導・援助
10:15～10:45	コーナーあそび	連絡ノート確認 園児主体のあそびの環境設定
10:45～11:30	朝の会（挨拶、お話、手遊び） 設定保育（感覚あそび、運動あそび、製作あそび・散歩等）	出欠確認、健康状態の把握 支援計画に基づく支援
11:30～12:30	片付け、排泄、給食準備 給食	食事支援
12:30～14:00	歯磨き 戸外あそび、散歩、室内あそび等	歯磨き 園児主体のあそびの環境設定
14:00～14:40	片付け・排泄 おやつ 更衣 降園準備	排泄・更衣・降園準備の支援
14:40～15:00	終りの会（歌、お話など）	保護者への連絡事項確認
15:00～16:00	降 園	送迎バス運行（バス車内指導） 施設内清掃・面談・保育準備

(6)保護者支援・連携

「ともに子育てをする」事をねらいとし、親子通園、親子保育等を通して、子どもの課題や家庭での様子、保護者の困り事を共有し、必要に応じて他機関と連携し安心して子育てできる環境作りに取り組みます。また、つくしんぼ教室として保護者の勉強会等を企画し共に学べる場を提供します。

ア. 家庭との連絡

毎日の連絡ノートにより、子どもの家庭での様子や園での様子を連絡し合うことにより、日々の状態の把握に努めるとともに相談にも応じます。月1回園だよりを発行し、ています。

イ. 各種面談・親子保育等

項 目	実 施 形 態
個 別 面 談	園児ごと 年3回 進路指導も含む
ク ラ ス 面 談	クラスごと 毎月1回
三 者 面 談	必要に応じて実施

家 庭 訪 問	入園時、他必要に応じて実施
合同親子保育	毎月１回　２クラス合同で実施
単独クラス 親子保育	毎月１回　単独通園クラスの親子保育日

(7)災害・事故防止対策

災害(火災・地震等)の際にはより丁寧な配慮を必要とする児童が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

また、今年度より作成が義務化となった「業務継続計画」を作成し保護者にも周知しています。

- ・避難訓練(月１回) ・普通救命講習(年１回) ・消火・通報訓練(年２回)
- ・防犯訓練(年２回) ・遊具安全点検(毎日) ・業者委託遊具安全点検(年１回)

(8) 関係機関との連携

必要に応じて、子育て支援課・家庭児童相談課・出産育児課との連携を図り個々の支援を充実させていきます。医療機関との連携については、早期療育に伴う医療的ケアの必要な園児の受け入れも行っていることから、経過の把握と必要に応じた指導を行います。

また、進路指導については、教育支援課、こども教育課、府立支援学校、市内小学校、幼稚園、保育所、こども園などとの連絡調整を図り、教育相談、体験入学、進路先訪問などの機会を通して情報の交換を行い、連携を深めて行きます。市内小中学校の支援学級担当者との研修会を実施するほか、五中校区地域教育協議会及び市子育て支援ネットワーク推進会議に参画し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりを進めていきます。

3 障害児相談支援

ア. サービス利用計画の立案

児童福祉法の改正に伴い役割も増えることから、今年度相談支援員を増員し、相談支援専門員６名と相談員１名(令和６年度に相談支援専門員研修受講予定)で、出産育児課、子育て支援課、家庭児童相談課、府茨木保健所からの紹介、または保護者からの電話等での直接相談に対応していきます。保護者・本人の相談を傾聴し、ニーズの把握に努め、児童に応じた福祉サービスを紹介、計画相談を立案し、個々の児童に合った福祉サービスの利用に繋がっていきます。

各関係機関、各事業所とも密に連携を図り、福祉サービスの向上に努めます。さらに子育て支援課と連携のもと、各障害児相談支援事業所と定期的に会議を行うなどし、摂津市の障害児相談支援の充実・向上に取り組めます。

イ. 地域支援

地域課題に目を向け、課題については相談支援部会等で相談し、必要に応じてワーキングに参画、立ちあげる等解決に向けて取り組めます。

4 保育所等訪問支援

作業療法士、公認心理師等訪問支援員がこども園、保育園、幼稚園、小学校を訪問し、利用児童が生活の場で自分を発揮し、落ち着いて生活することが出来る様、子どもへの直接支援及び担当保育士、教師に助言等の支援を行います。訪問時の様子については、訓練等での来園時に保護者に報告し、園との連携、家庭での生活に生かせるよう援助します。また、訓練士と訪問員が連携し、子どもの課題を共有し、双方のサービスの充実を図ります。

5 くまさん親子教室（摂津市委託事業）

家庭児童相談課・出産育児課からの紹介により、発達や養育上に課題のある1～3歳児とその保護者を対象とした親子教室を実施しています。親子で参加してもらうことにより、発達支援及び育児支援を行います。保育士、心理士など多職種の職員が関わることで、多面的な視点を持って支援できる体制を構築しています。また、保護者からの希望があった場合、就園先の幼稚園、こども園等とも連携を行い、安心して次のステージに移行できる様取り組みます。さらに今年度より、児童とその家族の多様なニーズに対応するため、保育園、こども園、幼稚園等に通っている3歳児を対象に午後グループを開始を検討しています。終了後のフォローとしては引き続き年2～3回交流会を実施します。

6 各種会議

施設運営に関する事項及び各事業間の連携を図り、事業内容の向上、円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催、参加します。

- ・施設連絡会議（毎月2回） ・給食会議（毎月1回） ・行事会議（随時）
- ・年度まとめ会議（年1回） ・職員会議（毎月1回＋随時） ・ケース会議（随時）
- ・虐待防止、身体拘束適正化委員会（年2回） ・防止アンネージャー会議（年3回）
- ・法人行事担当者会議（随時）
- ・子育て支援課、家庭児童相談室課、出産育児課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など）（随時）
- ・障害児相談連絡会（随時） ・教育支援会議（随時）
- ・児童発達支援事業所連絡会議（年6回）

7 職員研修

職員の知識、支援技術の向上を目的とし研修参加を奨励します。

- ・法人主催研修への参加（会計・虐待・メンタルヘルス等）
- ・職員勉強会の実施（年8回）
- ・外部講師による虐待研修・個人情報保護研修の実施
- ・外部研修参加への奨励（研修案内の回覧、掲示による周知）

- ・資格取得等に向けた研修計画の立案（相談支援専門員・児童発達支援管理者・医療ケア児支援等）及び受講
- ・専門性向上のため、各職種別研修及び多職種連携研修

8 実習生・ボランティアの受け入れ

保育士等を目指す学生を対象に、各学校と連携を図り実習生の受け入れを行います。また、地域に根差す施設、発達に課題のある児童の理解を深めることをねらいとし、状況に応じて、ボランティアの受け入れを行います。

9 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・「虐待防止、身体拘束等適正化委員会」のメンバー並びに、虐待防止マネージャーを選出し、定期的に会議を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

10 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児及び保護者の立場に立って誠実かつ迅速な対応に努めます。苦情内容については、園内で共有、検討し今後に向けての改善策についても話し合いを行います。

11 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づき当園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

12 業務継続計画

令和5年度に作成した業務継続計画に基づき、感染症発生時、災害発生時においても事業を継続出来るよう取り組みます。また、日頃から起こった時に備えて、研修及び訓練を行い、評価し計画の見直しも随時行います。

13 令和6年4月の児童福祉法の改正における当園の役割及び取り組みについて

令和4年6月に成立した改正児童福祉法が令和6年4月に施行されます。その中に児童発達支援センターが地域において中核的な役割を果たし、地域における障害児支援体制の強化がうたわれており、主に以下のような役割があげられています。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

また、どの子ども地域で発達支援を受けることが出来る様、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターが一元化されることになりました。

当園においても、今まで以上に専門性と新たな事業展開が必要となります。子育て支援課と協議を行い取り組んで行くと共に、職員ひとり一人が自己研鑽に努め、意見交換しながら、作り上げていきたいと思います。

II 障害児通所支援施設「めばえ園」

1 運営方針

めばえ園は、利用者にとって身近な地域の障がい児支援の専門施設として、未就学児を対象に個々の子どもの課題、ねらいに合わせて発達支援を行う「児童発達支援」と、就学児対象に、放課後や長期休暇を利用して日常生活における基本的動作の習得、コミュニケーション等、個々の課題やねらいに応じた訓練等の発達支援を行う、「放課後等デイサービス事業」を実施しています。また、利用児の生活場面である保育所・幼稚園・こども園・学校と連携を図り、一人の子どもが関係する機関で総合的に支援できるよう取り組みます。

障がいのある子への専門療育訓練・支援施設としての機能の充実・サービスの向上・専門性の向上に努め、個々の子どもに対し適切な指導・療育・訓練を行います。

各々の訓練については、理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語療法（ST）及び乳幼児のグループ療育等により豊かな育ちを支援するために、心身の状況や環境に応じた日常生活における基本的動作の習得等、個々に応じたサービス提供を行います。また福祉・教育・保健・医療と連携し発達に課題のある子どもたちの子育てを家族も含め支援し、摂津市における発達に課題のある子どもとその家族の支援施設として地域の拠点となるよう進めていきます。

2 サービスの内容

ア 理学療法

主として日常生活動作訓練による基本的な身体運動の発達を目的として、個々の身体の状態・状況に合わせて個別訓練を行います。親子同室で訓練を行うことによって、家庭生活における配慮や環境設定、家庭でもできる訓練についてもアドバイスをを行います。

イ 作業療法

全身機能・手指機能、知覚、認知、概念の学習を主として行い、ボディイメージの獲得、体幹の安定・手指巧緻性の獲得を通して集中力の向上に取り組んでいます。そのことにより、机上課題への取り組み、学習への意欲向上に繋がります。

ウ 言語療法

口腔器官、聴覚器官だけの障がいだけでなく、それらを制御する中枢神経に問題がある場合もありますので、早期治療を行い伝達、思考、記憶への発達面の援助を行います。

また、訓練士とのやり取りを通してコミュニケーション手段の獲得も育みます。

エ 療育グループ（週1回）

1歳半健診後のフォロー教室である「すこやか教室」終了後、引き続き配慮や療育を必要とする親子に対し、親子教室を実施します。親子で参加し一緒に遊ぶことを通して利用児の成長発達を育むと共に、保護者には子どもの発達課題および発達状況についての理解を深め親子関係の構築に努めます。また、最近では早期療育の場として、保育園等に在籍している児童の参加も増えていることから、今後も多様なニーズに合わせ、参加しやすい

環境作りに取り組みます。

また、家庭状況、児童の発達状況を踏まえた進路指導を行うと共に、保護者面談を通して保護者の子育てに対する不安の軽減を図ります。

オ 送迎サービス

誰もが来園しやすいよう可能な限りで送迎サービスを行います。

カ 週間予定表

		月	火	水	木	金
P T	午前		○			○
	午後		○			○
O T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
S T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
療育G	午前			○	○	

*それぞれの訓練について随時、市関係機関からの紹介により観察（療育Gは見学）を受け入れます。観察後(見学)、保護者に結果報告を行い、保護者の利用希望があった場合しかるべき手続きを経て、訓練(グループへの参加)を開始します。

*他事業所も利用児童は相談支援専門員による計画相談立案後。等事業所のみの利用児については保護者によるセルフプラン申請後利用開始

3 保護者及び関係諸機関との連携

(1) 保護者との連携

- ・療育・訓練に親子での参加・保護者同伴で通室してもらい、家庭での子どもの様子を聞きながら訓練を行なう事により子どもの課題により応じた訓練を実施します。また、保護者には子どもへの対応と子どもの発達状況および行動の意味の理解を深め、育児力を育み、家庭での育児負担の軽減に努めます。
- ・必要に応じて公認心理師による発達検査を行ない、それを基に進路相談、育児相談を行ないます。

(2) 多職種連携

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、保育士が連携をはかり、多面的に児童を捉え、療育に取り組みます。また、必要に応じて心理士による保護者面談を行います。

(3) 関係機関との連携

- ・市教育支援課、こども教育課、家庭児童相談課、出産育児課等と連携し、利用児を総合的にとらえて支援を行ないます。

- ・利用児の在籍園・校担当者に療育の見学に来ていただき等連携を図り、児童が安心して生活を送ることが出来る様取り組みます。
- ・個別支援計画作成においては、関係諸機関との連携においてより児童の理解に努め、よりよい支援サービスを提供していきます。
- ・摂津市発達支援担当者会議に参画し各機関の連携体制を充実させ、役割分担を行ない、一人ひとりの児童に適切な支援を行うことが出来る様取り組んでいきます。

(4) 医療との連携

主治医・市出産育児課担当医の意見に基づいて訓練を行います。訓練開始後も状況に応じて連携を図ります。また、必要に応じて補装具の相談にも応じます。

4 各種会議

施設運営に関する事項及び各事業間の連携を図り、事業内容の向上、円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催、参加します。

- ・施設連絡会議（毎月2回） ・給食会議（毎月1回） ・行事会議（随時）
- ・年度まとめ会議（年1回） ・職員会議（毎月1回＋随時） ・ケース会議(随時)
- ・虐待防止、身体拘束適正化委員会(年2回) ・防止アンネージャー会議(年3回)
- ・法人行事担当者会議(随時)
- ・子育て支援課、家庭児童相談室課、出産育児課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など）(随時)
- ・障害児相談連絡会（随時） ・教育支援会議（随時）
- ・児童発達支援事業所連絡会議（年6回）

5 職員研修

職員の知識、支援技術の向上を目的とし研修参加を奨励します。

- ・法人主催研修への参加（会計・虐待・メンタルヘルス等）
- ・職員勉強会の実施（年8回）
- ・外部講師による虐待研修・個人情報保護研修の実施
- ・外部研修参加への奨励（研修案内の回覧、掲示による周知）
- ・資格取得等に向けた研修計画の立案（相談支援専門員・児童発達支援管理者・医療ケア児支援等）及び受講
- ・専門性向上のため、各職種別研修及び多職種連携研修

6 災害・事故防止対策

利用児の特性により、災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する児が多いことから安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

また、今年度より作成が義務化となった「業務継続計画」を作成し保護者にも周知しています。

- ・避難訓練（月1回）
- ・防犯訓練（年2回）
- ・消火、通報訓練（年2回）
- ・普通救命講習（年1回）
- ・業者委託遊具安全点検（年1回）
- ・遊具安全点検（毎日）

7 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止・身体拘束適正化委員会の設置および虐待対応マネージャーを選出し、定期的に会議を行います。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

8 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児及び保護者の立場に立って誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。苦情内容については、園内で共有、検討し今後に向けての改善策についても話し合いを行います。

9 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づき、めばえ園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

10 業務継続計画

令和5年度に作成した業務継続計画に基づき、感染症発生時、災害発生時においても事業を継続出来るよう取り組みます。また、日頃から起こった時に備えて、研修および訓練を行い、評価し計画の見直しも随時行います。

1 1 令和 6 年 4 月の児童福祉法の改正における当園の役割及び取り組みについて

令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法が令和 6 年 4 月に施行されます。その中に児童発達支援センターが地域において中核的な役割を果たし、地域における障害児支援体制の強化がうたわれています。また、放課後等デイサービスの在り方についても、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が求められています。

当園においても、今まで以上に専門性と新たな事業展開が必要となります。子育て支援課と協議を行い取り組んで行くと共に、職員ひとり一人が自己研鑽に努め、意見交換しながら、作り上げていきたいと思っています。

4 多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」

1 運営方針

ひびきはばたき園では、利用者一人ひとりの状況を踏まえながら、利用者の基本的人権を尊重し、利用者が主体的にいきいき・のびのびと園や地域で生活できるように支援します。

令和6年度は生活介護では、みきの路との並行利用及び施設の特色に応じた選ばれる施設を目指します。就労サービスでは、利用者確保及び充実した活動を提供できるように訓練内容の見直しをしていきます。

また、家庭状況により個々の抱える様々な問題に対して、相談・生活支援を引き続き行い、解決・改善に努めます。そして、新規事業の提案・既存事業の見直しはもちろんのこと、利用者一人ひとりの安全と安心を確立しながら日々、充実したサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

令和5年度に作成した業務継続計画（BCP）を円滑に活用できるよう、「感染症」及び「災害」にかかる必要な措置（研修・訓練の実施等）を実施します。

2 重点課題

（1）生活介護

① 同法人内の生活介護（みきの路）と並行利用をすすめ、利用者のニーズ（入浴サービス・強度行動障がい対応等）に応えていきます。

② 構造化

これまで培った構造化の経験と知識を外部に発信できるよう、事例の研究や情報収集を行い、障害特性に合った専門的な支援及び環境設定を整えます。

③ 生産活動

1年間通して活動が維持・継続できるように、新規請け負い作業の開拓を行います。

④ その他

日中活動の充実を図るため、園芸を取り入れ植物と触れ合う体験など行います。

（2）就労継続支援B型

① 小型家電リサイクル事業

解体資源（パソコン等）を摂津市からの支援だけでなく、啓発活動（営業、チラシの配布等）を進めながら地域に広め、解体資源（パソコン等）の回収量増加を目指します。

② その他

ダイキンサンライズ摂津、フレッシュファーム、市請負作業等を安定的に確保し、収入増加を目指します。

(3) 就労移行支援

① 利用者確保

就職に向け求人（仕事内容）のスキル（パソコン等）を身に付けるカリキュラムを充実させるために訓練内容の見直しを行います。就職先や実習先の拡大の為、職員が先方に出向き営業を行います。

(4) 自立訓練

① 利用者確保

啓発活動（パンフレットやパワーポイント）を充実させ、事業所の魅力を発信し選ばれる事業所を目指します。

② カリキュラム

就労移行との一体型サービス（2年＋2年）やカリキュラムを見直し、基本となる内容のマニュアルを作成し、充実したカリキュラムを目指します。

③ その他

施設外活動（公共交通機関利用等）を再開し、より良い地域生活が送れるような取り組みを行います。

3 事業内容

(1) 生活介護

生活介護事業は、支援が必要な方に、日中の生活介護（食事、排泄等）、創作活動、生産活動の機会を提供し、身体機能の維持と向上、生産活動の向上に必要な支援を行います。利用者一人ひとりに個別支援計画を立て、専門知識・技術に基づく支援による日中活動の場を提供し、各関係機関との連携を図りながら、利用者が地域で安心して生活できることを目指します。

① 療育・機能訓練

身体障がいや高次脳機能障がいなど、多様な障がいに応じて支援の充実を図り、身体機能の維持・向上のためにニーズに合わせたプログラムを実施します。ストレッチやリラクゼーションなどの療育的アプローチに合わせ、理学療法士による訓練とアドバイスを基にプログラムを提供します。

また月2回専門職による音楽療法を行います。

② 運動 ・エアロバイク ・筋トレ ・散歩

③ 創作活動 ・壁面作り

・作品制作(外部講師の指導による専門性のある作品)

④ リサイクル作業 ・缶潰し作業

⑤ 送迎

リフト付き自動車等を使用して、全ての利用者にドアツードア送迎を実施します。

⑥ 通院支援

利用者本人または、家族の付添だけでは通院が困難な場合、支援を行います。

⑦ おやつ作り、調理訓練

栄養士を中心に、食に対する興味や楽しみを味わえる活動を行います。

⑧ 構造化

強度行動障がいや自閉症スペクトラムの利用者が、集中し落ち着いて作業や活動に取り組めるよう環境を整え、目で見て手順が明確にわかる等の取り組みを行います。

⑨ 特別プログラム

集団活動に乗れない利用者(引きこもり等)に対する個別支援の一つとして環境調整を重視したプログラム等、個別に応じた活動を提供します。

⑩ 生産活動 ・ シール貼り作業

近隣の企業から軽作業を請負い、働くことの楽しみや社会とのつながりを意識できるようにして利用者へ工賃の支払いをします。

(2) 就労移行支援

就労移行支援事業では、一般就労を希望する方に、訓練期間を原則2年間とし、就労に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練や就労継続支援B型の作業資源を利用した訓練等を行います。また、求職活動、職場体験、職場への定着のために必要な支援を行います。

① カリキュラム

・ トータルマナー ・ コミュニケーション ・ 求職活動 ・ ジョブプログラム

② 作業

・ 陶芸 ・ 軽作業 ・ 小型家電リサイクル事業 ・ 施設外清掃

③ 職場実習・訓練校体験入校

④ 求職活動支援と職場定着支援

・ ハローワーク、就業・生活支援センター、障害者職業センター（職業評価）等の専門機関との連携

・ 6か月間の職場定着支援

⑤ 送迎 必要な利用者については、バス停を設けての巡回送迎

(3) 就労継続支援B型

就労継続支援B型事業では一般企業で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、充実した日中活動と、就労を意識した支援を十分に時間をかけて実施します。

① 軽作業（請負作業）

株式会社ダイキンサンライズ摂津、株式会社エッグ住まいの工房、株式会社フレッシュファーム、官公受注

② リサイクル事業（施設外就労）

摂津市から委託を受け、施設外就労として摂津市リサイクルプラザで食品トレーの

分別・梱包作業に取り組みます。

③ 小型家電リサイクル事業

小型家電リサイクル事業は「希少金属の再資源化」で利用者の働く場の提供とともに社会貢献に寄与します。回収量の確保、解体技術の研鑽などの課題を解決し、工賃アップに繋がります。

④ 工賃の向上と配分

収益については、毎月の支払工賃と年3回の一時金で、均等に配分します。昨年度の一カ月の平均工賃は52,625円ですが、今後は、さらなる工賃向上をめざします。

⑤ 送迎 必要な利用者については、バス停を設けての巡回送迎。

(4) 自立訓練（生活訓練）

将来的に就職を希望する方に就労に向けた生活能力を高める訓練を2年間実施して、働く前の学びの場を提供します。多様なカリキュラムで社会生活スキルの習得をめざします。

① 社会生活スキルの習得

- ・挨拶、返事
- ・地域活動におけるルール、マナー
- ・コミュニケーション
- ・集団参加

② カリキュラム

- ・読み書き計算
- ・身だしなみ
- ・金銭管理、買い物
- ・調理実習
- ・体力作り
- ・SST
- ・個別プログラム
- ・余暇活動

③ 送迎 必要な利用者については、バス停を設けて巡回送迎

4 目標工賃、工賃対比表

① 就労継続支援B型

令和4年度 平均工賃	令和5年度 平均工賃	令和6年度 目標平均工賃
54,028円/月	52,625円/月 ※見込み額にて計算	55,000円/月

② 就労移行支援

令和4年度 平均工賃	令和5年度 平均工賃	令和6年度 目標平均工賃
5,937円/月	6,235円/月 ※見込み額にて計算	6,300円/月

③ 生活介護

令和4年度 平均工賃	令和5年度 平均工賃	令和6年度 目標平均工賃
3,178円/年	3,044円/年 ※見込み額にて計算	3,300円/年

5 個別支援計画

利用者及び家族の意向とアセスメントを踏まえ、ストレングスの視点で利用者の個別支援計画を作成し、同意を得て支援を実施します。サービスによって3カ月・6カ月毎に見直しをして、PDCAサイクルで継続した支援を行います。

6 生活相談

随時個人面談を行い、日常生活や介助面等の悩みや相談を受け、また、利用者の思いや考え、望みを受け止め、その解決に向けた支援を個別に行います。

7 家族への支援

家庭生活での悩みや問題を解決できるように、利用者を含めた家族に必要な応じて支援を行います。また、自主的活動である家族会にも支援や協力を行います。生活介護では連絡ノートを利用します。そして機関誌の発行やホームページ通して、園での活動や取り組みについて、家族に知らせます。

- ・連絡ノート ・電話連絡 ・家族会への援助 ・行事への参加
- ・個人面談、家庭訪問の実施 ・機関誌、ホームページ及び月予定表の発行
- ・給付費支給申請の援助や行政手続きの代行

8 職員からの情報提供

地域生活を送る上で必要な情報（福祉サービスや制度、地域情報、余暇の場、病院、公共機関等）を職員から伝えていきます。

9 行事

- ・生活介護…小グループでの園外活動・社会見学・食事会
- ・就労系…体験学習（一日野外活動）・食事マナー訓練（自立訓練）

10 進路指導・アフターケア

退園後の進路について、利用者に合った進路先を利用者・家族と一緒に考え、進路先へのスムーズな移行ができるための取り組みを行います。また、退園後一年間は進路先や家庭への訪問を実施し、障害者総合相談支援センターや各関係機関と連携した支援を行います。

1 1 自治会（就労継続支援B型）

自治会を利用者の自主性を引き出し自己決定できる力を育む機会として、側面的に援助します。

1 2 健康管理

利用者個々の健康状態を常に把握し、健康の維持・増進を図ると共に疾病及び感染症予防に努め、心身ともに良好で快適な生活ができるよう、次の項目を実施します。

- ・看護師相談（年26回） ・整形外科医来診（年6回） ・精神科医来診（年3回）
- ・内科医検診（年2回） ・歯科医検診（年1回） ・検尿（年2回） ・体重測定
- ・身体測定 ・血圧測定 ・通院担当医調査 ・服薬管理 ・健康相談サービス
- ・通院支援 ・研修、講習会の参加 ・衛生及び環境整備
- ・感染症対策

検温、玄関に非接触型温度計の設置、手洗いうがいの徹底、 園舎内消毒、フェイスシールド着用、支援時の防護服、ゴーグル、 職員に携帯用アルコール配布
--

1 3 給食の提供

食事摂取基準に基づき、栄養素の摂取不足によって生じるエネルギー及び栄養素欠乏症の予防に留まらず、過剰摂取による健康障害の予防、生活習慣病の一時予防も目的とした食事の提供を行います。また、給食で提供する食事は利用者の健康の保持増進や家庭における食生活の意識向上をめざします。そして利用者の嗜好にあった給食の提供に努め、そのために、委託業者との連携を密にして、月1回の給食検討のための会議を開催します。

栄養・調理部門も利用者のQOL向上をめざす立場を明確にし、支援部門との連携・チームワークを深めていきます。委託業者との契約内容の遵守・履行（刻み食等の特別食の加工調理も契約内容に含む）を引き続き行います。

食の安全安心を提供する意味においても給食で使用する食材の産地表記を記録し、希望があれば公表することもできます。

- ・給食だよりの発行（年12回） ・残食調査
- ・検食簿 ・嗜好調査 ・情報提供

1 4 施設・設備にかかる修繕

ひびきはばたき園は、設立より40年が経過し老朽化及び地震や台風等の影響で、年々、園舎全体の修繕や各作業場内の備品や電気機器の故障等も増えております。今後も定期的な点検と計画的な改修・修繕、新型コロナウイルス感染予防対策等が円滑に進むよう市障害福祉課と協議していきます。

令和6年度は、トイレに温水器（手洗いでお湯が出る）、ウォシュレットの交換、トイ

レの目隠し設置等、衛生面やプライバシー**保護**を重点に置いた修繕をします。

また、手すりの取付修繕も行い園舎のバリアフリー化を図ります。

1.5 各種会議・委員会

施設運営に関する事項及び利用者に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため、次の各種会議及び委員会を開催します。

会議・委員会	実施回数	参加者	内 容
指導会議	随 時	各サービス職員	利用者や活動、作業等についての情報の共有
職員会議	〃	全職員	周知や問題の検討
グループ会議	〃	各クラス担当職員	利用者や活動、作業等についての情報の共有
ケース会議	〃	全職員または各サービス職員	利用者についての情報の共有と問題の検討
個別支援モニタリング会議	(生活介護、継続 B 型) 6 ヶ月に 1 回 (就労移行、自立訓練) 3 ヶ月に 1 回 (	各サービス職員	利用者一人ひとりの現状と見直し・課題の整理。 今後の支援内容の検討
給食会議	毎月 1 回	担当職員、栄養士 (委託業者) 調理員、栄養士 担当営業者	一カ月の振り返りと翌月の献立の相談。利用者からの要望の収集
リーダー会議	〃	施設長 、主幹、主任	園での課題や問題等の検討
施設連絡会	毎月 2 回	施設長	各施設 の情報共有
行事实行委員会 ※運動会 作品展等	随 時	各実行委員 (担当職員数名)	行事のための企画・運営
虐待防止・身体拘束等適正化委員会 (法人内)	〃	施設長	法人での防止対策や問題に対する取り組み
虐待防止権利擁護委員会 (施設内)	毎月 1 回	施設長 、代理、主幹、主任	苦情解決や虐待防止のための取り組み
サービス向上委員会	〃	施設長 、代理、主幹、主任、サビ管	利用者へのサービスの質を高める取り組み

16 研修計画表
(支援職員)

月	研修名	主催者	参加人数 (人)
5	偏平足、ハイアーチ、外反母趾内反母子に対する徒手療法と筋力強化	(株)work shift	1
6	大阪府障がい者 IT サポーター養成研修会	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター大阪府 IT ステーション	〃
	サービス管理責任者基礎研修(3日間)	一般社団法人大阪府地域福祉推進財団 (ファイブ財団)	〃
7	ステップアップ講座「問題行動の理解と対応」	一般財団法人自閉症 e サービス全国ネット	〃
	ステップアップ講座「事例検討②(支援の実際)」	一般財団法人自閉症 e サービス全国ネット	〃
	就業支援基礎研修(3日間)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪障害者職業センター	〃
	就労支援実践研修発達障害コース	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪障害者職業センター	〃
	てんかん基礎講座	公益社団法人日本てんかん協会	〃
8	強度行動障害支援者養成基礎研修(2日間)	大阪府障がい者自立相談支援センター	〃
9	おさえておきたい口腔ケアのキホン～口腔ケアで感染症予防～	公益社団法人関西シルバーサービス協会	〃
	障がい者虐待防止・権利擁護研修	大阪府福祉部障がい福祉室	〃
10	「言葉を失っても働き続ける」～第1回失語症・高次脳機能障害、公開インタビュー&事例検討会～	NPO 法人 Re ジョブ大阪チーム脳コワさん実行委員会	〃
	福祉送迎運転者講習会(会場参加型)	一般財団法人日本福祉車輛協会	〃
11	訪問コンサルティング(構造化支援)	NPO 法人自閉症 e スタイルジャパン	〃

12	強度行動障害支援者実践研修（2日間）	大阪府立砂川厚生福祉センター	〃
1	接遇マナー・電話対応	大阪市社会福祉協議会、大阪市社会福祉研修・情報センター	〃
	サービス管理責任者実践研修	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	〃
2	サービス管理責任者等更新研修（1日間）	一般財団法人大阪府地域福祉推進財団（ファイン財団）	〃
	相談支援従事者初任者研修（3日間）	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	〃
	SST 初級研修（2日間）「ファーストレベル研修会」	兵庫 SST 研究会＆交流会	〃
	SST スキルアップ＆フォローアップセミナー（中級研修）	〃	〃
	心をつなぐコミュニケーション	大阪市社会福祉協議会、大阪市社会福祉研修・情報センター	〃

（栄養士）

月	研 修 名	主 催 者	参加人数（人）
6	感染症予防対策講習会	大阪府社会福祉協議会	1
〃	食中毒予防講習会	大阪府茨木保健所	〃
9	北ブロック合同研修会	〃	〃
11	北ブロック合同高血圧予防講習会	〃	〃
〃	特定給食講演会Ⅱ	大阪府	〃

17 災害事故防止対策

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障がい者が施設を利用していることから、安全の確保を第一とした訓練を実施します。そして、利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ・通報、消火訓練（年2回）
- ・避難訓練（月1回）
- ・防犯訓練（年1回）
- ・BCP 対応訓練
- ・震災訓練（年2回）
- ・環境整備（随時）
- ・救命救急講習会

1 8 秘密保持と個人情報の保護

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。サービスを円滑に提供するため、他の障害福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合がありますが、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。

1 9 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選任を行います。責任者は法人の「虐待防止・身体拘束等適正委員会」の委員を兼ねます。
- ・年に2回職員セルフチェックを実施します。職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制と、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備のために、施設内に虐待防止委員会を設置します。
- ・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修を通じて職員の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。

2 0 医療機関及びショートステイ先関係機関との連携・協力

「担当医調査」等必要に応じて医療機関とも資料提供や連絡を取り、また、市内ショートステイ先と事前面接等、ケースの引継ぎを行い、定期連絡会を実施します。また、園・医療機関・市福祉担当課との連携を要するケースも多く、地域でのケアをスムーズに行えるというねらいをもって援助していきます。他の事業所を利用されている利用者も多いことから、各関係機関(地域包括支援センター、保健センター、グループホーム)との連携強化を図っていきます。

2 1 施設の社会化

利用者の地域生活が充実するように、積極的に地域に出かけ交流を行っていきます。また、利用者が安心して地域生活での活動を行えるための支援者作り等(ボランティア養成、学校教育への協力)に努め、地域との交流を図ります。

2 2 苦情解決システムとサービス向上委員会の開催

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を解決責任者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。）また、要望についても真摯に傾聴し、相談に応じます。年1回満足度調査（アンケート）を実施し、サービス向上委員会を開催します。

- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者の配置
- ・第三者委員の設置
- ・サービス向上委員会の開催、サービス向上委員の配置

2 3 年間行事計画（全サービス）

月	主 な 行 事	定 例 行 事
4	・ 歓迎会	〈主 要 行 事〉 ・ 総合消防訓練（年2回） ・ 家族会（年2回） ・ 家族会大掃除（年1回） ・ 体験学習（年1回） ・ 園外活動（年10回） ・ おやつ作り（年10回） ・ バザー出店・楽土市 ・ 食事マナー訓練 〈月 例 行 事〉 ・ 避難訓練
5		
6	・ 懇親会	
7	・ 食事会	
8		
9		
10	・ 社会見学	
11	・ スポーツフェスタ	
12	・ ジャンボクリスマス会 ・ 風船バレーボール大会	
1		
2	・ 作品展と音楽鑑賞会	
3	・ スプリングフェスタ	

2 4 日課予定表

（1）生活介護

時 間	利用者の日課
8：30～10：00	利用者登園・検温等
10：00～10：30	更衣・排泄・水分摂取

10：30～11：45	朝の会・体操 クラス別活動
11：45～13：00	給食準備・給食 口腔ケア・排泄・検温等
13：00～14：30	クラス別活動
14：30～15：00	水分摂取・休憩 食堂掃除
15：00～15：30	降園準備（更衣、排泄） 終りの会
15：30～17：00	降園
17：15	閉園

（２）就労移行支援・就労継続支援Ｂ型・自立訓練

時 間	利用者の日課
～8：45	
8：45	
8：50～12：00	利用者登園・検温等 更衣 朝礼 作業
12：00～12：45	昼食・片付け・体操・休憩
12：45～14：15	作業・検温等
14：15～14：25	休憩（水分摂取）
14：25～15：40	作業
15：40～16：00	終礼・更衣・検温等
16：00～17：00	降園
17：15	閉園

２５ 感染症の発生に伴う措置・対応

感染者発生時の対応、ＢＣＰ（事業継続計画）、緊急連絡先リスト等の整備を行い、**研修・訓練に努めます**。そして、利用者にも視覚的にわかりやすい掲示物やパネルを用意しながら、安全安心に活動**できるように**引き続き取り組みます。

5 摂津市立身体障害者・老人福祉センター

1 運営方針

総務省統計局によりますと 2023 年 9 月現在、65 歳以上の高齢者は 3,623 万人となり総人口 1 億 2,442 万人に占める割合は 29.1%で過去最高となっています。そして、75 歳以上の人口が初めて 2,000 万人を超え、10 人に 1 人が 80 歳以上となっています。超高齢化社会での重要な目標の一つとして「健康寿命の延伸」が挙げられます。そのためには、健康の増進や学習活動等への参加、そして、生き活きとふれあえることができる場所が大切となります。身体障害者・老人福祉センターは、地域におけるコミュニティ形成の場として、その役割はとても重要であると考えています。

利用施設である当センターは 4 年前に始まったコロナ禍の影響を大きく受け 2~3 割ほど利用者数減となってきました。コロナ前に利用していただいていた一定数の方々にご利用再開していただけるような働きかけを行いつつ、新規利用者開拓のために施設ホームページや公式 LINE、口コミなどを大いに活用し施設情報の広報に努めます。また、利用していただくためには主催事業内容のさらなる充実や、安心安全に、そして快適にご利用していただくための環境整備を行っていきます。そして、その一方で、これまでの感染対策として、歌い手と聞き手の部屋を分けてリモートで繋いでのカラオケにつきましては、コロナ前の状況に戻していきたいと考えています。職員は今後につきましても、「共に歩もう！笑顔で・元気で・協働で」の施設スローガンのもと、利用者の“健康づくり・生きがいくくり・友だちづくり”に寄与するとともに、利用者に寄り添い“心配り”、“気配り”、“目配り”を大切にしながら、きめ細やかなサービス提供を行います。

今年度については、外壁塗装工事・屋上防水工事・1 階 2 階トイレ改修工事を行う予定となっています。また、当センターは開所 41 年目を向かえる施設であり、各所で経年劣化が避けられない状態であり、施設修繕や電気機器の故障による修繕に経費を要するようになってきています。今後につきましても定期的な点検を実施し、建物内外部・外構・電気設備・空調設備等の計画的な補修・修繕を市と協議し、進めていきます。

2 事業内容

(1) 主催事業

高齢者・身体障がい者の方を対象に、“健康づくり・生きがいくくり・友達づくり”などを目的として様々な事業を実施します。既存事業の内容等の見直しを“創意工夫”のもと行います。つどい場のクラフトの日などは沢山の方に参加していただいております、二つの部屋に分かれて活動することが常になっています。オンラインを活用し、手元カメラを駆使しできるだけ見やすくわかりやすいように配慮した部屋のセッティングにします。

利用者にとって地域の方とコミュニケーションの輪を広げられる場・憩いの場となるよう市民の方に愛される地域密着型の施設運営を行っていきます。

①「スマホ講座」

社会全体のデジタル化が進められている中、そのツールの一つであるスマホ講座を3回連続コース（年間5回）各定員6名で実施します。より多くの方に受講していただきやすくするために、土曜日を含めた曜日・時間帯の設定を行います。内容につきましては、受講希望者からのニーズをくみ取り実用的な内容のものにし参加者募集を行います。

②「男性のための筋トレ&ストレッチ教室」及び「男性のための体操教室」

ニーズの高さから、2クラス設け実施します。内容は、生活習慣病や介護予防に役立つ、筋トレ・**ストレッチ体操**を中心に行います。

③「健康体操」

初めて受講する方を対象に、健康増進や介護・フレイル予防を目的に実施します。

④「つどい場」

高齢者の居場所として、参加者間の交流・**心身の発散**、機能低下予防や認知症予防などを目的としながら、ボーリングや風船バレーなどの軽スポーツやメッセージカードづくり、切り絵などのクラフト、脳トレ体操等を取り入れます。また、できる範囲で運営・手芸ボランティアに活躍していただける機会を設けます。

⑤「カラオケ教室（午前・午後クラス）」

感染対策につきましては、世の中の状況を鑑みどの程度のことが必要か判断しながら実施します。**心身の発散**・健康の増進などを目的とし、参加者の自主性を尊重しながらサポートします。毎月1曲の課題曲を決め、反復練習と成果発表を行うことに加えて、それぞれのお好きな曲を歌っていただく時間を設けます。そして、つどい場事業とコラボレーションし、脳トレ体操等についても行います。

⑥「初級・中級レベル短期パソコン講座」

参加しやすいように短期間の連続コースで、少人数制(定員5名まで)とします。受講ニーズを探り、**パソコンの基本操作や簡単な文書作成**などを行います。

⑦「エアロバイク」

令和元年度当初より、エアロバイク2台を設置し、健康増進・維持、運動不足解消などに**活用**していただいています。コロナ禍となったここ数年は利用が減っている**状況**ではありますが、利用を広く勧めていきたいと考えています。

利用開始時に講習会を受講していただき、より効果的かつ安全に利用できるようにします。利用登録者数は149名(R6.2.1現在)となっています。

⑧「ふれあいの里バスツアー」

センター利用者を主に対象者とし、交流・親睦を深めていただく**ことを目的に**実施します。これまで実施35回を数える事業となりますが、コロナ禍において4年連続実施できていません。実施に向けて模索していきたいと考えています。

⑨「福祉センターの活動を知って体験しよう 2days」

主催事業の、つどい場で実施している軽スポーツやクラフトのほか、スマホ相談会エアロバイク講習会などを企画し、同好会等の利用団体では、太極拳や陶芸などの活動体験をしていただく事でそれぞれの内容に興味を持っていただき、利用者増

につなげる狙いや、交流・親睦についても深めていただけるよう実施します。

⑩「福祉センター作品展」

利用者の活動成果発表の場として、陶芸や書道、パソコンのほか、いきいきカレッジものづくり科での作品や手芸ボランティア活動で作成した作品などを展示し鑑賞していただきます。施設ホームページや公式 LINE などを活用し広報・紹介します。

⑪「多世代交流会」

様々な世代や障がいのある方・ない方が、同じ目的・時間を共有することで、お互いを知り、理解するきっかけづくり、楽しく交流できる事業とします。発想力をもち企画立案・実施します。

(2) 受託事業

「いきいきカレッジ（老人大学）」

受講者の仲間づくりや生きがいづくりを趣旨とし、これまで培ってこられた社会経験・人生経験に加え、この講座でより教養を深めていただき、地域のリーダー的役割を担っていただくことを目的とします。内容につきましては、一般教養科目の他、“ものづくり”、“体操”、“スマホ＆パソコン”の専門科目を行います。

(3) 同好会・自主グループの育成

既存同好会の活動に対して協力・援助を行います。また、運営面に関するアドバイス等を行います。そして、自主グループ立ち上げ希望の団体があれば助言等を行います。

(4) ボランティア活動の助成

手芸ボランティア 及び つどい場運営ボランティアには、それぞれ 10 名程の方々に活躍していただいています。今後、より活躍の幅を広げていただけるようにサポートしていきます。

(5) 市主催事業への参加

“こどもフェスティバル”や“老人福祉大会”が実施される場合、参画を検討し、利用者が“生きがい・やりがい”を見いだせるようサポートします。

(6) 身体障がい者団体の活動拠点

市内には摂津市身体障害者福祉協会をはじめとする障がい者団体が存在します。その方たちの親睦や交流、総会等の利用申請があった場合、随時受け入れ、団体の活動拠点施設のひとつとして、障がい者福祉向上の役割を果たしていきます。

(7) 介護保険事業の安威川以南圏域の実施拠点（新規）

摂津市保健センター事業の“短期集中リハビリテーション 通所型サービス C『元気リハビリ教室』”の安威川以南圏域の拠点として当センターで実施します。内容につきまして

は、保健・医療の専門職により提供される、生活機能を改善するための運動器の機能向上や改善等のプログラム実施。

3 施設・設備にかかる修繕

指定管理受託期間である“令和6年度～令和10年度修繕・備品購入計画”に基づき、今年度は2階換気扇取替工事（7か所）、陶芸室（別棟）エアコン更新、そして、「外壁塗装・屋上防水・1階2階トイレ」改修工事を行います。その他、老朽化して不具合がでた個所の修繕を行っていきます。

4 各種会議

効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会議（月2回）
- ・職員会議（随時）
- ・行事实行委員会（随時）
- ・ふれあいの里内施設長会議（月1回）

5 職員研修

職員の資質向上・スキルアップや利用者への接遇向上のため、各種研修を受講します。

6 災害防止対策

災害の際、特に配慮を要する利用施設であることから、安全確保・スムーズな避難等を行う事や、有事においての対応を考えるきっかけづくりとして、総合消防訓練等を実施します。

7 年間事業計画

（1）主催事業

月	事業名
通年	男性のための筋トレ&ストレッチ教室
〃	男性のための体操教室
通年	健康体操
〃	つどい場
〃	カラオケ教室（午前・午後クラス）
5月・7月・10月・1月・3月 各3回連続コース	スマホ講座
3～5回連続コース（不定期）	初級・中級レベル短期パソコン講座
8月～12月	第56回いきいきカレッジふれあいの里講座
11月	福祉センターの活動を知って体験しよう2days

1月～2月	福祉センター作品展
2月	第36回ふれあいの里バスツアー
3月	多世代交流会

(2) 同好会活動(団体名・回数・活動曜日)

① 運動系

- ・え～やろ仲良会 … 月2回／月曜日
- ・さわやかマンデー … 〃
- ・いきいきふれあいの会 … 毎週／火曜日
- ・健康体操A・B・C・D … 各グループ月2回／木曜日
- ・太極拳 … 毎週／土曜日

② 文化系

- ・陶芸1組 … 毎週1回／火・木曜クラス
- ・陶芸2組 … 毎週1回／水・土曜クラス
- ・書道悠墨会 … 月2回／火曜日
- ・パソコン撫子会 … 〃
- ・パソコン44会 … 〃
- ・パソコン同好会 … 月2回／水曜日
- ・革工芸 … 活動休止中

(3) その他団体活動・いきいきカレッジOB等(団体名・回数・活動曜日)

- ・手芸ボランティア … 月2回／月曜日
- ・46期パソコン科OB … 月2回／水曜日
- ・48期パソコン科OB … 月2回／火曜日
- ・パソコンあじさい … 月2回／木曜日
- ・摂津市身体障害者福祉協会 … 未定
- ・緑クラブ(近隣老人クラブ) … 年2回程度

8 施設における基本的な感染対策について

様々な感染症感染時の重症化リスクが高いとされる高齢者の利用施設として、感染対策はとても重要であると考えています。引き続き、玄関に非接触型体温計・自動手指消毒機を設置、館内各所に手指消毒液を配置し、利用者にご協力いただきます。また、利用後の部屋やトイレの消毒は欠かさず行うことや、換気扇などで換気を行う等安心安全に利用していただけるよう配慮します。

6 摂津市障害者職業能力開発センター「せっつくすのき」

1 運営方針

摂津市障害者職業能力開発センターは大阪府の特別委託訓練施設として昭和61年4月に開所して以来、障がい者の職業能力開発訓練施設として歩んできました。身体障がい者対象のOA実務科と知的障がい者対象の実務作業科の2科を有し、それぞれ1年間にわたって職業訓練を行い、必要な職業能力の開発及び向上を図り、関係機関及び民間企業等の協力を得て、訓練生が適性と能力に応じた職業に就き、その職業生活の安定が図れるように取り組んでいきます。今年度からは、摂津市と就労支援の強化を図っていきます。チャレンジドオフィスせっつ（障がいのある方を事務職員として3年間任用し、市役所内各課から依頼された庶務的事務を行っている）等と連携し、相互活用していきます。

今年度より法定雇用率が段階的に引き上げられる等の影響から、求人数の増加が見込まれています。障がいのある方々にとっては、より働きやすい環境が整いつつあります。企業からはスキルを習得している、長期的に働く力のある人材が益々求められており、当センターは能力開発校としての存在意義を発揮し、「働きたい」訓練生の願いを叶えていきます。そのためには大阪府や労働局、各関係機関と連携した広報活動につとめ、より多くの必要としている障がいのある方への周知、理解を深めていきます。特にOA実務科の定員充足に努めてまいります。昨年度より、SNS（インスタグラム）を活用した広報活動につとめておりますが、更なる活用をしていきます。

今年度より障がい者委託訓練（3ヶ月間の短期訓練）については、これまで定期開講（8月、11月）のみの開講でしたが、障がいのある方の様々なニーズに対応すべく、随時開講に変更します。昨年度は年間1名のみの受入れでしたが、タイムリーな受け入れが可能となり、より多くの障がいのある方のタイミングに対応していきます。

また、来年度に向けた企画提案公募（プロポーザル）が実施予定となっていますので、引き続き訓練内容、設備環境、就職支援体制や就職支援内容、就職率など、より充実した企画力と訓練実施が必要であり、選ばれる能力開発校として弛みない努力を続けていきます。

2 事業内容

それぞれの訓練科目を通じて、職業訓練指導や社会生活指導・就職指導・健康管理を行います。

（1）職業訓練指導

訓練生の障がいの多様化・重度化、訓練生個々の能力、社会のニーズを把握し、柔軟に対応できるような環境、体制、指導方法、内容を充実させた職業訓練を行います。

① 職業訓練科目

（ア）OA実務科

一般事務就労を目標に、文書作成、表計算の基礎から応用技術の習得、各種アプリケーションソフトの操作、会計入力処理、簿記、コンピュータの基礎知識等、事務

処理全般における基礎知識についての訓練を行います。また、事務能力や情報収集・発信能力など実践的なIT能力を問う「日商PC検定試験（文書作成、データ活用、プレゼン資料作成、簿記初級）」、簿記等の検定試験と併せて資格取得をめざした内容の訓練を行います。そしてリモートワークに対応できるようにリモート訓練を実施します。

取得可能な資格……日商PC検定（データ活用） 3・2級

日商PC検定（文書作成） 3・2級

日商PC検定（プレゼン資料作成） 3・2級

日商簿記検定 初・3級、日商電子会計実務検定 3・2級

（イ）実務作業科

社会のニーズに応じた柔軟な訓練内容が提供できるように、従来から行っている木工作业に加え、多様な作業訓練を導入します。様々な軽作業の疑似体験的実習を取り入れ、またパソコンを利用した入力処理等就労先の仕事内容に適応できる能力の習得をめざし、持続力・集中力や手指の巧緻性・作業スピード・正確性等の向上を図ります。就労準備訓練として課題となるコミュニケーション力を高めるためのSSTを充実します。

これまで実務作業科が実践してきた個々の特性に応じた支援、見通しが立つ支援、安心できる支援体制を一層充実させて、発達障がいのある訓練生に対応できるように努めます。

取得可能な資格……日本情報処理検定協会（日本語ワープロ検定） 日本語情報処理検定協会のパソコン技能検定試験の資格取得を可能とします。

（ウ）合同訓練（2科の合同訓練）

両科共に大きな課題となるコミュニケーション力に焦点を当て、障がいの壁を取り除いて両科をつなぐ合同訓練を充実します。年齢層の厚み、障がいの多様化に対応した就労準備訓練を実施し、両科の指導の強みと特長を融合させて互いにひびきあうよう訓練効果を上げていきます。また、実際の職場環境に即した実践的な実務訓練へと展開します。合同訓練では軽スポーツ、SST、接遇、事務実務、パソコン操作などを主にグループワークを行います。

（2）社会生活指導

就労に向けて、社会人としての日常生活習慣、自己の健康衛生管理や集団生活に必要な相互扶助・協調性、人間関係を保つ上での基本的なマナーを身につけるための社会生活指導を訓練生活全般で行います。

（3）就職準備訓練

就職するにあたり、仕事に対する態度や心構えなど職業人としての意識啓発を図る指導を施設内外問わず訓練生活全般で行います。入校後初回面談からキャリアコンサルティングを実施して、自身の障がい特性について理解や、これまでのキャリアや職業準備

性、職業能力などを整理することで自己理解を促します。履歴書・職務経歴書などの応募書類の作成、ビジネスマナー、面接練習などを繰り返して実施します。

(4) 健康管理

主治医及び嘱託医である整形外科医、精神科医の検診及び相談を必要に応じて行います。また、入校時及び入校後概ね6ヵ月後に健康診断を実施します。

新型コロナウイルス等感染対策として、登校時・昼食前の体温測定、健康チェック、手洗い・手指消毒を行っていきます。

有事に備えて、全訓練生から定期通院と服薬についての調査を行います。

3 時間割

時限	1	休憩	2	3	休憩	4	5	休憩	6	7
時間	9:00 9:50	9:50 10:00	10:00 10:50	10:50 11:40	11:40 12:30	12:30 13:20	13:20 14:10	14:10 14:20	14:20 15:10	15:10 16:00

※1 時限は 50 分授業とし、年間訓練時間は 1,400 時限以上とする

令和 6 年度については、1,450 時限

4 就職活動

就職支援担当者を配置し、各公共職業安定所及び関係機関、事業所との連携を図り、訓練生の就職にかかわる活動を行います。

- ・事業所見学会

修了生が活躍している特例子会社見学

- ・就職相談

各公共職業安定所指導官との個別就職相談

- ・事業所開拓

事業所の見学等を行い、訓練生の実習及び就職先の事業所の開拓を行います。

- ・校外実習観察

校外実習を行っている訓練生の状況把握と就職への援助並びに事業所に対する助言、相談を行います。

- ・障がい者合同面接会

大阪府、北摂各市（摂津市・茨木市・高槻市他）及び近隣の公共職業安定所主催の障がい者雇用のための面接会に参加します。

5 訓練生の募集・施設のPR活動

訓練生の募集、施設のPR活動のために各市役所、公共職業安定所、学校、病院、関係機関への連絡及び訪問を行います。また、大阪府の合同説明会（年4回）や三島ブロック進路指導連絡会などに参加して、積極的に募集やPRを行います。また、各市広報誌への掲載依頼をしていきます。

- ・入校相談

入校希望者の見学及び問い合わせ等について相談を随時行います。

- ・体験入校

入校希望者を対象に職業訓練の体験（1～5日間）を随時行います。

- ・選考試験

OA実務科（身体障がい者） 2月

実務作業科（知的障がい者） 12月

6 アフターケア

多くの訓練生が社会で活躍していますが、依然として雇用環境は厳しく、新たに就職することは難しい状況にあります。せっかく就職をしても、短期間で離職するケースもあり、地域の就業・生活支援センターと連携しながら助言や相談等修了生のアフターケアを行います。また、企業に対しても、しっかりとしたアフターフォローをすることにより、当センターとの信頼関係が築かれ、在校生の雇用にもつながるよう継続していきます。

7 各種会議

施設運営に関する事項及び訓練生に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・法人内施設連絡会（月2回）
- ・行事实行委員会（随時）
- ・職員会議（月1回・随時）
- ・ケース会議（随時）
- ・就労支援会議（月1回）
- ・虐待防止委員会（随時）
- ・ふれあいの里施設長会議（月1回）
- ・虐待防止マネージャー会議（随時）

8 施設設備にかかる更新

昨年度、人材開発支援助成金（各科合計上限2,000万円）を活用したOA実務科訓練室の連結工事を実施したことにより、広く安全で快適な訓練空間を確保することが出来ました。しかし、従来より特に夏、冬においては構造上の問題から寒暖差の影響を受けております。昨年度は一時的な対策としてオイルヒーターを2台購入して対応しましたが、今年度以降段階的に断熱効果のあるもの（遮熱カーテン、断熱窓用シート等）にて対策し、訓練生にとってより快適な空間を確保していきます。

また、数箇所から雨漏りが繰り返されていたり、各所扉の開閉等に不具合が生じてきております。今後も人材開発支援助成金を活用し、長期的な計画を立てて経年劣化による建物の維持、修繕につとめていきます。

実務作業科訓練室においては、昨年度末に長年使用してきた大型の木工機材を処分しました。空いたスペースについては、障がい特性に配慮した空間、休憩場所の確保をするためパーティション等で間仕切りをしています。

9 災害防止対策・安全管理

災害（火災・地震等）の際、特に配慮を要する障がい者が施設を利用していることから、安全確保を第一とした訓練を実施します。また、訓練中の事故・ケガ防止のために安全管理・安全教育を実施します。そして、SNS 安否確認ツールを活用して、訓練生と職員を繋ぎ、感染症への注意喚起や災害時などの有事に備えています。

- ・避難訓練（総合訓練 2 回・地震 2 回・火災 2 回）

10 個人情報の保護

大阪府との「職業訓練委託契約書 個人情報取扱特記事項」及び「個人情報保護管理規程及び方針」に基づき、個人情報の取扱いを適正に行います。

11 虐待のための対策

虐待は身体的なものと、心（言葉遣い・態度）に対するものと、さらに経済的なものがあります。訓練生への虐待を未然に防止するために、日頃から権利侵害を見逃さないようにし、虐待の芽を摘んでいくとともに関係機関と連携して取り組みます。また、法人内の虐待防止委員会に参加をしています。

12 苦情解決システム

苦情受付の窓口を設け、関係機関と連携して訓練生や家族等からの苦情に対しては誠意を持って公正な解決に努めます。

1 3 年間行事計画

月	主 な 行 事	定 例 行 事	検 定 試 験
4	・入 校 式 (4/8) (OA 実務科、実務作業科)	・避難訓練	・日商 P C 検定 文書作成 データ活用 プレゼン資料作成 ・日商簿記検定初級 ・日商簿記検定 ・日商電子会計実務 検定 ・日本情報処理 検定協会 日本語ワープロ検定
5	・個別参観、懇談		
6	・企業見学会 ・アビリンピックおおさか		
7	・アビリンピックおおさか		
8	・夏期休暇 (8/10～8/18)		
9			
1 0	・健康診断 ・就職相談会		
1 1	・スポーツフェスタ		
1 2	・人権研修 ・選考試験 (実務作業科) ・冬期休暇 (12/28～1/5)		
1			
2	・選考試験 (OA 実務科) ・マラソン大会		
3	・修了式 (3/21) (OA 実務科、実務作業科)		

7 摂津市立第1児童センター

1 運営方針

こどもまんなか社会の実現に向け令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。まさに子どもを中心にその声を聴き、主体的な活動が出来る居心地の良い場所として児童センター事業の展開が求められています。

- ・身近な安全・安心な場所であること
- ・子ども自身が選んでいく場所であること
- ・多様な子どもが利用できること
- ・目的や理由を問われず、ただ居ることが尊重されること

以上のように、子どもにとって開かれた持続可能な居場所であることが求められています。

昨年度試行実施したランドセル来館事業、ランチタイム事業を本格的に運用し、子どもの居場所の定着を図ります。また今年度は鳥飼地区児童センターの指定管理者の選定があると思われます。第1児童センターの指定を受けている当法人が指定管理者として選定を受けることで今までのノウハウを生かした運営方法を取り入れたり、2館交流等で様々なイベントの実施が可能となります。当法人が運営している高齢者や障害者を対象としている施設との連携も含め、多種多様な活動が出来る、魅力的な児童センターになると考えます。そのためには当センターがしっかり情報発信をして市民や行政の期待に応える魅力的な事業を行い、実績を積み上げることで信頼を高めることが重要です。例えばギネス世界記録への挑戦も3年連続達成に向け取り組みます。けん玉日本一への挑戦も続けます。クラブ活動では対外活動にも積極的に取り組みます。これらの挑戦の過程・成果が他の子どもたちにも大きな刺激となり、憧れを生み、チャレンジすることへの大切さや努力することで得られる達成感を生み、さらなる挑戦者が出てきます。このような活動で当センターの認知も高まり、運営を任されている当法人に対する信用・信頼も高まるものと確信しています。

子育て支援事業では子育て環境の変化から、ニーズの高い低年齢児対象としたプログラム内容にシフトさせ対応します。

施設の整備では入口門扉の更新により段差を解消、来館者がより安全に利用できるように整備します。

法人の社会貢献事業として実施している子ども食堂については児童センターが中心となり利用者もスタッフも楽しい時間を過ごせるよう、取り組んでいきます。

2 事業内容

(1) 主催事業

- | | | | |
|----------|------|--------------|------|
| ア 年間主要行事 | (別掲) | イ 月間あそびグランプリ | (別掲) |
| ウ クラブ活動 | (別掲) | エ 乳幼児親子プログラム | (別掲) |

(2) その他の事業

・地域交流・社会参加

大阪人間科学大学子ども教育学科との事業連携を行い、学生が乳幼児親子プログラムに参画します。様々な人とかかわりあうことで子どもたちの経験を増やすとともに、保育実習の場として未来の保育者養成に携わります。

・子ども食堂

当法人の社会貢献事業として実施している子ども食堂「みんなで Dinner」を児童センターが中心的な役割を担って取り組んでいきます。

・ランドセル来館事業（新規）

下校時の安全確保の観点から保護者が就労等により留守になる家庭の学童児が利用できる登録事業です。

・ランチタイム事業（新規）

学童児の孤食を防ぐ観点から保護者が就労等により留守になる家庭の学童児が利用できる登録事業です。

・多世代交流事業

身体障害者・老人福祉センターと協働して、子ども、高齢者、障がい者が楽しく交流できる事業を実施します。法人内各施設にも参加を呼びかけます。

・地域連携

学校や地域の関係団体との連携・協力を図り一中校区地域教育協議会（すこやかネット）の地域連携事業で事務局、会場として中心的役割を担っていきます。

・情報発信

事業などの情報については市広報、センターニュース、ポスター、チラシで発信しています。ホームページや Instagram の他に LINE での週間予定配信を新たに活用し、常に最新の情報発信に努めます。

・移動児童館事業

別府コミュニティセンター地域でのニーズの高まりから乳幼児親子向けの移動児童館事業の実施回数を増やします。また従来から行っている遠方の小学校の学童保育室を中心にけん玉出張認定を実施します。

・乳幼児絵本貸出事業

乳幼児対象の絵本の貸し出しを行います。

・相談事業

児童相談及び育児相談等、関係機関との連携・協力を図ります。当法人施設である児童発達支援センターの専門性を生かし、子育て・育児の不安に対する相談等を気軽にでき、必要に応じて他機関に繋げるよう取り組みます。

・学校協議会

摂津小学校学校協議会に協議員として参画し、利用する子どもたちの学校での様子を知り、必要に応じて学校との連携を図ります。

- ・ 特別使用

児童発達支援センター「くまさん親子教室」を週1回から週2回に増やし利便性を高めます。また育児サークル活動団体等に部屋の貸し出しや活動を援助します。

- ・ ボランティアの育成

乳幼児親子プログラムや行事、日々のボランティアを受け入れていきます。LINEを用いてボランティアとの連絡を活性化させ、気軽に参加しやすいよう取り組みます。また卒業生である中学生・高校生のボランティアを積極的に受け入れ、中高生にとっても自分らしくいれる場所としての役割を果たします。

- ・ こどもの意思尊重

「かんちょうちょときいて～な!!」でこども達の要望を聞き返答していきます。要望は事業等に反映し、子ども達自身が作る「居場所」としての児童館にしていきます。乳幼児親子に対しても適宜アンケートを実施し、取り入れてほしい内容等、ニーズに合ったプログラム展開を図ります。

3 各種会議

- ・ 施設連絡会議(月2回)
- ・ 子どもスタッフ会議(定例月1回及び随時)
- ・ 運営委員会(定例年2回及び随時)
- ・ 職員会議(随時)

4 災害・事故防止対策

災害(火災・地震等)の際には、特に配慮を要する児童及び乳幼児が利用していることから、安全の確保を第一とした防災訓練を実施します。安全計画を策定し、日々の環境整備の他に月1回の避難訓練と遊具点検等を定期的に行い安全管理に努めます。3月には乳幼児親子を対象とした消防総合訓練を実施します。

5 防犯対策

安全計画を基に不審者侵入等の緊急時における子どもの安全確保をするための訓練を実施。組織体制の確認をするとともに、侵入者への対応の仕方や牽制方法の習得、職員やこどもの安全意識の向上を図ります。

6 苦情解決システム

苦情受付の窓口を作り、苦情に対しては、誠意を持って公正な解決に努めます。

7 職員研修

子どもの健全育成を図る児童厚生員として一般財団法人児童健全育成推進財団が開催する研修やセミナー等の受講とともに、職員の資質向上のため法人内外の各種研修を受講します。

8 個人情報保護

個人情報管理規程に基づき個人情報を保管しているロッカー等については全て施錠し、館外へ持ち出しません。

9 虐待防止対策

日常よりこどもの心身の状態や家族の態度などの観察、情報収集に努め、必要により専門機関と連携して対応します。

【主催事業】

ア 年間主要行事

月	行 事 名	対 象 者	内 容
4	児ーセンまつり	全利用者	全館を使用したまつり 模擬店・ゲームコーナー・バザー等
5	母の日クラフト	小学生	母の日のプレゼントづくり 革工芸
6	父の日クラフト	〃	父の日のプレゼントづくり 革工芸
7	夏まつり	全利用者	模擬店やあそび、子どもによるフリーマーケット等、来館者全員が楽しめる夏のイベント 一中校区地域連携事業
8	夏休みクラフト	小学生	夏休みにあわせたクラフト教室
	サロン de シャベロン	全利用者	子どもスタッフ企画 喫茶コーナーを設けて楽しむ
	みんなであそぼう & おおそうじ	〃	子どもスタッフ企画のあそびと児童センター館内のおおそうじ
	乳幼児ウォーターランド	乳幼児親子	水あそびと館内テーマに合わせたあそびの設定

9	お月見	小学生	月に関するクイズや団子づくり、天体観察等
	防災キャンプ (9～10月)	〃	防災について自ら考える機会を持つ 何が必要か等を考え行動することで防災意識を高める
10	ハロウィンイベント	全利用者	フォトスペースの設置
11	クリスマスクラフト	小学生	リースやツリーなどのクラフト
12	クリスマス会	1部： 全利用者 2部： 小学生	1部・リコーダークラブやクリスマスキャストによるショー 2部・キャンドルサービスなどのパーティ
	乳幼児クリスマス会	乳幼児親子	職員による出し物やみんなでダンス等
	みんなであそぼう & おおそうじ	全利用者	子どもスタッフ企画のあそびと児童センター館内のおおそうじ
1	お正月あそび	〃	羽子板やカルタのお正月昔あそびの貸し出しや書初め等
2	節分イベント	〃	節分豆知識の掲示や鬼探しクイズラリー、豆まき等
	バレンタインチョコ づくり	小学生	手作りチョコレートづくり
	Jステージ	全利用者	けん玉クラブ・リコーダークラブなどの成果発表と鑑賞行事
3	乳幼児ランド	乳幼児親子	消防訓練の実施と館内テーマに合わせたあそびの設定
	多世代交流会	全利用者	多世代交流事業 身障老人福祉センターとの協働事業
	お別れサロン	〃	子どもスタッフ企画 喫茶コーナーを設けて楽しむ
	お別れお楽しみ会	小学生	全学年が一緒に楽しめるあそびの実施

イ 月間あそびグランプリ

月ごとに違う遊びを提案し来館者が誰でも挑戦できるようにします。月間王者を決めて順位でポイントを競い年間王者を目指していきます。

ウ クラブ活動

曜日	クラブ活動	内 容
木	てちてちくらぶ	0 歳児の親子を対象にしたクラブ活動 5 回プログラム構成。年 3 回実施 ※定員…各 8 組
金	おもしろくらぶ	3 才から就学前までの親子を対象にしたクラブ活動 運動遊び、クラフト、バス遠足など、全 10 回のプログラム構成 ※定員…18 組
木	けん玉クラブ	小学 2 年生から 6 年生対象 けん玉の持ち方からけん玉道 級・段位の取得をめざし集中力、持続力を養う 他校区、異年齢のつながりを育む こどもフェスティバル、文部科学大臣杯など大会へ参加し活動の成果発表や経験の機会を増やす ※定員…前期・後期共 15 名
金	卓球クラブ	小学 2 年生から 6 年生対象 ラケットの持ち方から試合ができるまで指導 他校区、異年齢のつながりと協調性を育む 技術、体力を身に付ける 対外試合への参加 ※定員…前期・後期共 15 名
土	リコーダークラブ	小学 2 年生から 6 年生対象 5 種のリコーダーを使つてのオーケストラ演奏 演奏技術、他校区、異年齢のつながりと協調性を育む 対外演奏への参加 ※定員…前期・後期共 15 名
随時	クリスマスキャスト	小学生対象 ダンスなどの活動を行い、クリスマス会で発表 ※定員…15 名程度
随時	子どもスタッフ	小学 4 年生から小学 6 年生が対象 毎月第 1 土曜日に子どもスタッフ会議を実施 子どもの意見で行事の企画、運営に関わる 児童センター利用児のリーダー的存在として将来的にも地域のリーダーとして活躍できるよう関わる ※定員…10 名程度

エ 乳幼児親子プログラム

曜日	プログラム	内 容
月	わくわくパーク	乳幼児親子対象 遊戯室に乳幼児向けのおもちゃや遊具を設置し、自由に遊べる環境を設定
火	PukuMuku	6 ヶ月～2 歳対象 スキンシップあそびや手あそびの実施、コーナーあそびを展開
金	ひよこちゃんよ ついで	3 歳～対象 毎回プログラム設定を行い、親子で楽しめるあそびを実施 ※おもしろくらぶ開催時は休止

不定期で市保健師による講座や当法人児童発達支援センターの作業療法士・言語聴覚士による育児相談を行い、保護者支援に取り組みます。

8 摂津市障害者総合支援センター

I 摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」

1 運営方針

(1) はじめに

相談支援は、大きく分けて三層構造になります。一つ目は、基本相談支援を基盤とした計画相談支援、二つ目は、市町村が実施主体となる一般的な相談支援である障がい者相談支援事業(地域生活支援事業の必須事業)、三つ目が地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを担う機能である基幹相談支援センターになります。

令和6年度以降の5か年目標としては、「基幹相談支援事業、障害者相談支援事業、計画相談支援(市指定)、地域相談支援(府指定)の事業継続」と「相談支援専門員としての知識・サービスの質の向上」、「ICT・AI技術が活用できる事務業務と支援の模索を行い、事務のスリム化・相談業務の効率化の検討」とし、令和6年度の事業については、基本的事業を継続しつつ、支援体制の維持・強化と事務のスリム化に向けた情報収集や検討を行います。

また、地域への働きかけとして、主任相談支援専門員を中心に自立支援協議会の活性化に向けた取り組み方を検討していきます。

さらに、摂津市域の相談支援体制の基盤強化を目的に他法人の相談支援事業所と連携して相談支援体制の整理と役割分担を行いつつ、就業・生活支援センターによる就労支援も合わせ、幅広い年齢層の障がいのある人に対する一体的な相談支援体制をもって個別の多様なニーズに応えていく体制を維持していきます。

(2) 基幹相談支援センター及び計画相談支援、障がい者相談支援事業

基幹相談支援センター事業については、三障が対応の初期相談窓口としての機能や権利擁護・虐待防止、地域移行支援の取組み、相談支援事業者への専門的助言支援、相談支援従事者養成研修における実地研修の受け入れなどの人材育成や地域支援を実施し、障がいのある人が地域で自分らしく、安心・安全に生活を送っていくために必要な地域での支援体制の整備を地域共生社会の構築も指向しながら行っていきます。また、令和6年4月の障害者総合支援法の一部改正にある地域の相談支援の強化への取り組みと地域づくり、自立支援協議会の運営事務局を担いながら、活性化へ向けた取組みを行っていきます。

地域生活支援事業の障がい者相談支援事業(市委託事業)については、主任相談支援専門員1名を主担当として配置しながら、計画相談支援の担当者と連携して障害福祉サービスのスムーズな利用のみならず生活における相談を行っていきます。またあらたに基幹相談支援センター及び市域の他法人の障害者相談支援事業と連携しながら市域の相談支援専門員の人材育成や自立支援協議会運営に関わっていくこととします。個別支援においては、福祉サービスや医療等にかかる相談が多い一方、障がい当事者への虐待や権利侵害案件、障がい福祉サービスへの苦情、成年後見制度の利用に関する相談、発達障がい者や精神障がい者

の特性から求められる継続的な不安の傾聴や混乱した状態に対しての助言などが多い状況です。

令和 6 年度については、相談支援専門員が受け持つ標準取扱件数や報酬加算の要件、基幹相談支援センターとしての機能強化等を考慮し、管理者兼基幹相談支援センター業務担当の主任相談支援専門員 1 名と計画相談支援担当の相談支援専門員 6 名(うち 1 名は、主任相談支援専門員資格所持)の計 7 名配置とします。

2 事業内容

(1) 障がい者相談支援事業(摂津市地域生活支援事業で市からの委託事業。対象は、障がい者)

平成 18 年度より実施してきた事業で障がい者や家族等に対して、電話や来所、家庭訪問などにより下記の支援を行います。

福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護に必要な支援、専門機関の紹介、地域自立支援協議会などへの参加

(2) 摂津市基幹相談支援センター等機能強化事業(摂津市地域生活支援事業で市からの委託事業)

三障がいを対象とした相談支援拠点の設置によって専門的な相談支援等を要する困難事例への対応や人材育成として地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対して専門的な指導、助言及び相談支援従事者養成研修新カリキュラムにおける実地研修の受け入れを行います。また、長期入所・入院者の地域移行推進や自立支援協議会の運営などと摂津市障害者介護給付費等支給審査会審査委員の委嘱を受け審査会に出席します。

令和 3 年 3 月に開始された摂津市地域生活支援拠点等事業における「相談機能」を当センターが主に担いつつ、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については、摂津市障害者地域自立支援協議会や当センター(基幹相談支援センター)機能を活用しながら後方支援を行います。

(3) 計画相談支援(国事業・市指定)

障がい者や障がい児(障害者総合支援法のサービスのみを利用する児童)及びその保護者が希望する生活が送られるように本人中心の支援計画をケアマネジメント手法を活用して作成し、きめ細やかな支援を行います。

① サービス利用支援(サービス等利用計画作成)

② 継続サービス利用支援(モニタリングの実施)

なお、当センターは、相談支援機能強化型体制 I (サービス利用支援 1, 864 単位/件、継続サービス利用支援 1, 613 単位/件)と行動障害支援体制加算(35 単位/件)、要医療児者支援体制加算(35 単位/件)、主任相談支援専門員配置加算(100

単位／件)を受けています。(令和6年1月現在)

(4) 地域相談支援(国事業・府指定)

① 地域移行支援

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者または精神科病院等に入院している精神障がい者、矯正施設を退所する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。

② 地域定着支援

居宅において单身等の状況において生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。

(5) 障がい支援区分認定調査調査員

認定調査員は、障がい福祉サービスの支給申請のあった本人及び家族等と面接をするとともに、三障がい共通の調査項目等に基づき認定調査を行います。あわせて、サービス利用意向聴取及び家族状況等の概況調査を行い、必要に応じて相談も受けていきます。

(6) 会議室(貸室)の運営

市内障がい福祉事業所や当事者団体の活動を支援する等の目的で会議室の貸室事業を継続します。必要に応じて基幹相談支援センター等機能強化事業として当事者団体等の定例会に参加し、助言や情報提供を行います。

3 専門性の向上

相談支援専門員は、相談援助技術や地域援助技術、各種法制的理解、プレゼンテーション力などの社会福祉をはじめとした広範囲な領域にわたる知識や技術が必要となる専門職になります。近い将来に世代交代が見込まれており、培ってきたサービスの質の維持向上をめざしていくためにも専門職と位置付けられている相談支援専門員の人材育成を重点策とし、外部研修の計画的な受講や主任相談支援専門員による相談支援専門員のキャリアパスに沿った助言・指導を行います。

また、地域支援の一環として、自立支援協議会相談支援部会において相談支援の質的向上に向けた取り組みや相談支援従事者養成研修における実地研修(インターバル研修)の受け入れを行います。

4 相談支援体制の整備及び広報活動

摂津障害者生活支援センター「はあねす」(身体障がいの方及びその家族)や相談支援事業「あしすと」(精神障がいの方及びその家族)、茨木・摂津障害者就業・生活支援センター、

市立児童発達支援センターや障がい福祉サービス事業所、専門機関、各種団体等と連携して相談支援体制の充実を図ります。

また、当センターのホームページを活用し、利用者や地域に対して情報発信を積極的に実施していきます。

5 支援体制の整備

日中活動の場を利用している方、就労している方を対象に、相談しやすい環境を作るとともに、必要な支援を行います。

(1) サービス提供日と時間

月曜日～金曜日の8時45分～17時15分（土・日・祝休）

ただし、第1土曜日のみ通常開所

(2) 人員体制

相談支援・・・主任相談支援専門員 2名、相談支援専門員 5名

(3) 夜間休日対応

基幹相談支援センター業務として、また、計画相談支援の相談支援機能強化型体制Ⅰの要件として、利用者や家族の急病、災害時の緊急相談の受け入れとして24時間体制での相談窓口設置が義務付けられており、すでに休日と夜間には、携帯電話での相談窓口を整備しています。夜間休日における緊急相談の例示と携帯電話番号は、当センターのホームページで公開しているほか、相談支援利用者に対しては、契約時に説明しています。携帯電話は、2台整備し、管理職員が通年、所持しており、緊急相談対応マニュアルを整備しています。現状では夜間休日の緊急相談は、平均、月に2～3回程度で電話による支援や関係機関・事業所との電話連絡で解決することがほとんどで職員が現場に赴くことは、数年に一度程度です。

6 中立公平性の確保

相談支援という性質上、利用者のニーズに対して偏りなくサービス調整の実施と提供を行います。利用者に対しては、もちろんのこと、関係機関、事業所に対しても中立公平な立場を堅持します。

また、摂津市障害者相談支援事業の受託という市の代行者としての業務を遂行することの意味から地方公務員法第30条（住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する）への準拠や障害者総合支援法第87条基本指針の第1の三（地域の実情に応じ、中立・公正な立場で適切な相談支援が実施できるような体制の整備を図る）を遵守し、特に高い中立公平性を確保しながら、常に社会的責任、社会的要請を意識し、人権を尊重した支援を行います。

7 秘密保持と個人情報の保護

利用者等の秘密保持と個人情報保護を次に掲げるとおりとします。

サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。さらに、サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合がありますがこの場合においても利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の保護者、家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、利用者の保護者、家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

8 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者と虐待防止マネージャーの選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・法人の虐待防止マニュアルに沿って、職員は虐待防止を啓発・普及するための研修に参加して人権意識の向上や技術の向上に努めるとともに、支援の遂行にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ・相談支援の究極の目的は、権利擁護にあり、サービス等利用計画利用者中心支援計画となるように適切な支援の実施に努めます。

なお、平成24年10月以降の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者支援の事業者として、法律に規定する責務を果たします。

9 苦情の受付と利用者からの評価を受ける体制

利用者からの苦情に至るプロセスは、「質問・問い合わせ⇒希望・要望⇒請求・苦情⇒責任追及・訴え」となります。苦情の発生には、理由があり、それに至るプロセスは、「インシデント（ヒヤリハット）⇒アクシデント」となり、利用者の不利益やトラブル、事故につながります。

福祉サービス提供者として支援の質や量を拡げるとマイナス面としてリスクは付きまとうものでサービス提供時には、消極的な姿勢にもなりがちです。より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できるという考え方（クオリティー・インプルーブメント）で取り組むべきで、そのためには、未然防止と発生時のセーフティーマネジメント（安全管理）の視点を重視していきます。

(1) 予防的措置

事前にリスクを回避するための措置を講じます。具体的には、日々の支援記録を職員全員で共有し、支援の中で潜んでいるインシデントに気づき、改善策を職員全員で共有します。

ヒヤリハットについては、ヒヤリハット記録を作成して原因と改善策を明らかにします。

特に個人情報を多数取り扱う業務になるので個人情報の漏洩防止については、引き続き、多重の施錠や個人情報の持ち出しの厳禁を維持します。

(2) 事後的措置

利用者の不利益やトラブル、事故が起こったときは、応急対応の後に事故記録を速やかに作成して当事者や家族、法人や市、関係者に報告し、原因分析と改善策を導き出し、改善に向けた取り組みを行います。必要に応じて法人顧問弁護士等の専門家に相談し、損害賠償が必要な時は、法人で加入している賠償・傷害保険の適応になります。

サービス内容等に対する苦情については、利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱に基づいて対応します。

II 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター

1 運営方針

障害者就業・生活支援センターは、就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

身近な地域で、雇用・保健福祉・教育等の関係機関や事業所との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、職場定着支援等、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な相談・支援を行います。

令和6年度以降の5か年目標としては、「事業受託の継続」「新規導入を検討されている基幹型・ハブ型の役割と中高年齢者の継続雇用の課題に対する相談窓口の導入」「就労選択支援事業実施の検討」とし、6年度の事業については、基本的事業を継続しつつ重点策としては、「役職や雇用形態による役割分担を明確化したうえでの事業遂行」「より専門性の高い人材の確保・育成」「国が示す新たな事業の情報収集のために全国就労支援ネットワークへの加入」「就労選択支援事業実施の検討」とします。

また、単に一機関としての成果をあげていくだけでなく、地域全体の就労支援の中核的な存在となっていくことが求められているため、令和6年度から新たに「特定非営利活動法人 全国就労支援ネットワーク」に加入し研鑽を重ね国の動向も視野に入れ情報収集に努め地域に発信していきます。また、令和6年度から国は就労選択支援事業の立ち上げを予定しています。国や市町村の動向を見定め当センターが就労選択支援事業を行うことを検討します。

さらに、令和6年4月以降、障がい者雇用率が段階的に引き上げられる(令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%)ことから、企業からの障がい者雇用にかかる相談の増加が見込まれるため、企業に向けた支援の強化が必要になってきます。

なお、職員配置については、主任就業支援ワーカー1名、就業支援ワーカー3名、生活支援ワーカー2名の計6名の配置が必要とします。

2 法人内就労支援部門との連携強化

従来、当センターと摂津市障害者職業能力開発センターせつつくのきとは毎月定期会議を実施し、情報共有や法人としての就労支援の強化等を継続してきました。また、摂津市立ひびきはばたき園(就労系サービス)とは、適時、連携を行っていきます。

3 基幹型機能を果たすべき機関としての専門性の向上、次世代を見据えた人材育成

就業・生活支援センター従事者に対しては、専門資格の取得や実務経験等の条件がありませんが三障がいへの対応や多様なニーズへの対応など障がい当事者に対する支援に必要な

就労や生活に対する幅広い知識や相談援助技術、ネットワークづくりをはじめとしたソーシャルワーク手法等の獲得が求められ、さらに地域の就労支援機関・事業所や障がい者を雇用する企業に対する支援も求められています。そのためには、職員の専門性の向上が必要になり、従来積み上げてきた支援実績を基礎に時代のニーズに応じられるように、外部研修の受講や週1回の内部会議の継続、内部研修、スタッフ内での随時の情報共有や当センター独自のキャリアパスを作成し、それに沿ったスーパービジョンや研修を実施しながら、専門性の向上や業務の効率性の向上に努めます。

4 関係機関とのネットワーク体制の充実

支援センターの業務遂行上、摂津市と茨木市の2市を一つの圏域としているため、両市をはじめとする関係機関、事業所との密接な連携は不可欠であり、幅広い機関に対して支援センターの活動の周知を図りつつ、理解と協力を求めるため全体の運営会議を年1回開催します。また、摂津市、茨木市の障がい者自立支援協議会や各種ネットワーク会議、大阪府域や北摂地域の就業・生活支援センター連絡会への参画、さらに支援学校運営協議会委員に就任し、就労支援、生活支援におけるネットワーク体制の強化に努めます。

5 サービスの質の向上

(1) サービス提供体制の充実

就労している利用者が相談しやすい環境を作ることを目的に、引き続き第1、3土曜日を開所日とします。

(2) 利用者支援の充実(個別支援計画作成とアセスメントの充実、情報提供)

①支援の充実

利用者の増加に伴い、障がいの多様化が進んでいます。それぞれの障がいに応じた支援の実施のために専門研修の受講や内部会議による支援方法の見直しの機会等を設けつつ、支援方針や支援内容を明確化した当センター独自の個別の支援計画やアセスメント票の様式を作成しています。今後、それらの利用者への導入を随時、進めてまいります。

また、当センターの利用希望者は、就職活動等の具体的な支援を行う前にガイダンスに参加して支援内容を理解していただき、支援を希望された方にサービスを提供します。その後、利用者のアセスメントを行い、必要に応じてハローワークと連携しながら職業準備訓練や職場実習などの就労前訓練の導入、求職活動の相談や動向等を行います。利用者によっては、一般就労したいという意欲はあるものの、生活リズムが確立できていない人や一般就労時に求められる力が未獲得の人、力があっても不安が高い人などがおられ、一般就労への気持ちと社会が求める能力等とのミスマッチが生じている方も少なくありません。試行事業として法人内の施設での職場体験を通して、利用者の経験値アップはもちろん、面談では把握できない作業能力等を知ることができる機会として位置づけ、今後の支援に活かしてい

たいと考えます。

②利用者への情報提供

当センターの機関紙（年3回発行）やホームページを活用し、利用者や地域に対して情報発信を継続していきます。

6 事業内容

（1）個別支援

支援を必要とする障がい者に対して月1回実施しているガイダンスに参加していただき、当センターのサービス内容を理解していただいたうえで登録手続きに入ります。個別面談にてアセスメントを実施したうえで支援計画を作成し、各関係機関や事業所との連絡調整を行います。利用者のニーズに沿った就労・生活面の助言や指導を行い、必要に応じて職業評価を第三者機関にて実施したり、基礎訓練の実施やハローワークとの連携による各種就職支援制度・サービスの活用を行います。

就職後の職場定着支援として利用者個別に対する会社訪問や来所相談を実施したり、在職者交流会や講演会を開催して利用者同士の親睦の場を設けていきます。

（2）事業主等に対しての助言

雇用企業、事業所に対して随時懇談を行い、信頼関係を築きながら、障がいの特性やコミュニケーションの取り方、虐待防止、差別解消など必要な情報提供を行います。さらに、就労支援機関・事業所に対しても必要に応じて就労や生活支援にかかる助言等を行います。

（3）各種障がい者関係機関との連携

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの支援関係機関、事業所と連携し、広く情報交換などを行います。

7 秘密保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密、個人情報、利用者が就労する事業所における企業秘密及び担当者の秘密、個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、サービスの円滑な提供のためにやむを得ず関係機関等との間に情報の共有が必要な場合においても、利用者の同意を得られない限り個人情報を提供しません。

平成29年度から相談支援ソフトを導入し、個人情報の管理の安全性を高めています。

8 苦情解決について

利用者からの苦情に至るプロセスは、「質問・問い合わせ⇒希望・要望⇒請求・苦情⇒責任追及・訴え」となります。苦情の発生には、理由があり、それに至るプロセスは、インシデント（ヒヤリハット）⇒アクシデントとなり、利用者の不利益やトラブル、事故につながります。

福祉サービス提供者として支援の質や量を上げるとマイナス面としてリスクは付きまとうものでサービス提供時には、消極的な姿勢にもなりがちです。より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できるという考え方（クオリティー・インプルーブメント）で取り組むべきで、そのためには、未然防止と発生時のセーフティーマネジメント(安全管理)の視点をもって臨みます。

① 予防的措置

事前にリスクを回避するための措置を講じます。具体的には、日々の支援記録を職員全員で共有し、支援の中で潜んでいるインシデントに気づき、改善策を職員全員で共有します。

ヒヤリハットについては、ヒヤリハット記録を作成して原因と改善策を明らかにします。特に個人情報を多数取り扱う業務になるので個人情報の漏洩防止については、引き続き、多重の施錠や個人情報の持ち出しの厳禁を維持します。

② 事後的措置

利用者の不利益やトラブル、事故が起こったときは、応急対応の後に事故記録を速やかに作成して当事者、家族、法人や市、関係者に報告し、原因分析と改善策を導き出し、改善に向けた取り組みを行います。必要に応じて法人顧問弁護士等の専門家に相談し、損害賠償が必要な時は、法人で加入している賠償・傷害保険の適用になります。

9 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・法人の虐待防止マニュアルに沿って、職員は虐待防止を啓発・普及するための研修に参加して人権意識の向上や技術の向上に努めるとともに、支援の遂行にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ・利用者が勤務する事業所において、虐待が確認された場合は、速やかに市障害福祉課及び大阪労働局・府自立支援課、労働基準監督署に通報し、指示を受けた上で適切に対応します。

なお、平成24年10月以降の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者支援の事業者として、法律に規定する責務を果たします。